

税制についての租研会員の意見調査結果

(公社) 日本租税研究協会

① 調査の概要

今回の調査は、従来同様、本協会役員・評議員、法人会員（維持会員）、個人会員（通常会員）計912人を対象として実施しました。

(1) 目的

(社) 日本租税研究協会加入の会員の皆様の税制についての意見・提案を調査し、本協会の活動の指針とするとともに、今後、関係当局が税制改革を行う際の資とすることをねらいとしています。今回の意見調査結果は今後の税制改正に関する意見等で活用していきたいと考えています。

(2) 対象

(社) 日本租税研究協会加入の会員（維持会員・通常会員・特別会員）のうち、維持会員・通常会員・本協会の役員（会長・副会長・監事・理事）・評議員を対象としました。

対象とした維持会員は、会社（業種としては全業種）、各種団体、国公・私立大学、会計・法律事務所、その他の計349、通常会員は大学教授、税理士・公認会計士・弁護士、その他の計465、本協会の役員・評議員は98です(単位・敬称を省略させていただきました)。

(3) 実施期間

平成28年7月8日から7月22日まで。

(4) 方法

会員意見調査用紙を本協会より郵送し、回答者より回答用紙を本協会に返送していただきました。

② 会員意見調査の特色

1 回収率

全体では23.7%で、昨年度（21.6%）よりも2.1ポイント上昇した。

2 意見調査結果のポイント

調査結果のポイントは以下の通りである。

- ① わが国は多くの課題を抱えているが、政府が最優先で取り組むべき政策課題として、半数以上の会員が財政の健全化、中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）をあげた。これらはいずれも、わが国が抱える最重要課題であり、「租研の意見」において税制改革の基本的視点としているものである。
- ② わが国においては、政府活動からの国民の「受益」と、その財源である「負担」とが乖離し、「中福祉—低負担」と言われている。今後、高齢化のさらなる進行に伴いその乖離

が一層拡大することが予想されるなか、会員の多くが、受益と負担の乖離を問題と捉えており、「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する方向性を支持している。

- ② 今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則として、「公平性の確保」が最多であり、この点は本調査においてこれまでも一貫している。国民が納得して税を納めるためには、税負担が担税力に応じて適正に配分されることが不可欠であることを示している。また、税制改革において重視すべき点としては、「経済活力の強化」をあげた会員が最多であった。
- ④ 消費税については引き上げを容認する意見が多数であった。15%を上回る税率を容認する会員も3分の1を超え、消費税への期待が大きい。また、すでに立法化が決まっている軽減税率については6割近い会員が廃止を望んでいる。
- ⑤ 法人課税については、税負担が日本企業の国際競争力を弱めるとともに、外国企業の日本への投資の障害になっているとの認識を多くの会員が有しており、近年において法人税の影響が大きくなっているという認識も強まっている。平成28年度税制改正において、法人税率と法人事業税所得割の税率がさらに引き下げられたが、多くの会員がさらなる引き下げ、あるいはその検討が必要ととらえている。
- ⑥ 個人所得課税については、あるべき方向についての意見は分かれている。しかし、消費税と並ぶ基幹税としての役割は会員も認めるところであり、今後、税率、ブラケット幅、控除のあり方などについて検討を加える必要がある。
- ⑦ 地方税については負担増には否定的であり、行政改革の推進とともに、簡素化と徴税効率の向上を望む声が多い。
- ⑧ 地球温暖化対策税の導入については慎重であるべきとする会員が多い。印紙税は、電子

商取引や電子書類には課税されないという問題が生じていることから、廃止を検討すべきとする会員が多数を占めている。

- ⑨ 会員（企業）においては税務コーポレートガバナンスの向上に対する意識が強い。
- ⑩ 税制一般に関しては、制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっていることを問題とする会員が多い。

解 説

I 財政及び税制全般について

1 経済及び財政政策全般

(1) 全般

問1 政策課題について

わが国は、内外の経済・社会構造の激しい変化の中で、短期、中長期共に多くの問題に直面している。こうした状況下、政府が優先的に取り組むべき政策課題は何かをたずねたところ、「財政の健全化」と答えた会員が63.0%と最多であった。わが国の国・地方の長期債務残高は、平成28年度末には1,062兆円(対GDP比205%)になると見込まれ、歴史的、国際的に最悪の水準となっている。財政健全化への取り組みは国際的な公約となっており、中長期の財政再建計画においても財政健全化への取り組みを一段と強化する必要があるとの認識である。それに次ぐのは「中長期的な経済成長政策(新成長戦略の推進)」の55.0%(昨年は58.7%)であった。アベノミクスによって日本経済は上向いてきてはいるものの、活力ある経済社会を再構築することによって、国民一人一人が安心して暮らせる社会を実現するためにも、経済成長は喫緊の課題であることをこの結果は示している。その

他の政策課題として会員が挙げた項目としては、持続性のある社会保障の構築、少子化対策、資源・エネルギー政策などがあるが、いずれも3割を下回っており、会員は財政、経済への関心が大きい。

(2) 経済及び財政政策

問2 アベノミクスの経済に与える効果

安倍政権は、いわゆるアベノミクスによって、長引くデフレ不況、円高から脱却し、日本経済を強い成長軌道に乗せる政策を行っている。この政策が経済にどのような効果を与えるかについてたずねたところ、「現状では判断できない」と答えた会員が39.5%（去年は40.2%）と最多であり、「日本経済はデフレからは脱却するが、依然として低成長が継続する」の29.5%（去年は32.3%）が次いだ。このように、日本のマクロ経済に関して会員は楽観的とはいえ、日本経済の構造改革を実現する成長戦略の必要性があることを示している。

問3 財政赤字と財政健全化目標

わが国の厳しい財政状況を放置することは、財政の持続可能性を危うくするとともに、将来世代に負担を先送りすることによって、大きな不公平を発生させることになる。また、巨額の財政赤字は日本国民にとってのみならず、世界経済の安定という点からも極めて重大な問題を引き起こしかねない。

こうした厳しい財政状況にあって、政府は、消費税率10%への引き上げを2019年（平成31年）10月まで2年半再延期するものの、2020年度（平成32年度）の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持するとした。このような政府の財政健全化の進め方をどのように評価するかたずねた。「高い経済成長による自然増収に依存することなく、思い切った歳出における重点化・効率化・適正化を強力に進めなければ、2020年度財政健全化目標の達成は困難」と考える会員が51.0%と半数を超えた。

問4 経済財政再生計画の前提

「経済財政再生計画」では、前提となる経済成長は、中長期的に名目3%以上、実質2%以上の成長率（2016～2023年度平均で名目3.6%、実質2.1%）を経済再生ケースとして財政健全化目標が設定されている。なお、ベースラインケースは名目1%台半ば、実質1%弱の成長率としている。財政再建に大きく影響する経済成長に関する予想をたずねたところ、「ベースライン程度の成長が見込まれる」と答えた会員が47.5%、「経済再生ケースとベースラインケースの間の成長」が22.5%であった。去年は「経済再生ケースとベースラインケース」が37.6%、「ベースライン程度の成長」が33.9%であったことと比較すると、経済再生ケースの達成は困難と見る会員が増加している。経済情勢によっては中間目標の達成は困難となる可能性も考慮し、さらなる歳出、歳入改革の検討を早期にすることが必要である。

問5 財政健全化目標の立法化

財政健全化を進めるためには、法律を制定し健全化目標の達成を義務付けることが必要との意見がある。会員に財政健全化目標の立法化についてたずねたところ、「閣議決定で中長期財政計画を制定し、毎年度の予算において財政健全化を図ればよい」が33.5%（去年は38.6%）と最多であり、次いで「経済財政諮問会議において、財政健全化目標の達成状況についてチェック機能を強化する」が21.5%であった。「健全化法を制定」も19.5%に上っている。このように、現在の取り組みだけでは財政健全化の実現はおぼつかないと考える会員も多く、立法化も含めて検討する時期に来ていると考えられる。

問6 歳出削減

巨額の長期債務を抱えているわが国であるが、高齢化の進行にともなった社会保障費の増大に加えて、このままでは財政の累積債務はさらに増大する。こうした中、限られた資源を効果的

に使い国民生活を豊かにするためには、真に必要なものとそうでないものとのメリハリのきいた歳出削減が必要である。そこで、現状以上に歳出削減努力を行うべき分野を複数回答可でたずねたところ、平成28年度予算で32.0兆円に達する「社会保障」が56.0%（昨年60.3%）と最多であった。効率的で効果的な社会保障制度の構築が、国民負担増の抑制と経済パフォーマンスの強化のためにも不可欠である。また、「特別会計、独立行政法人等」も同数の56.0%であった。行政の守備範囲の拡大過程で創設されてきた特別会計の中にはその役割を減少させたものが存在することや、本来、官から民への流れの中で創設されたはずの独立行政法人への歳出削減が不十分とする意見は、公共部門の本来的機能への回帰を求めるものと言える。その他にも、「公務員の人件費」、国から地方への財源移転である「地方交付税等」、「公共事業」が削減すべき対象としてのぼった。行政の守備範囲の縮小、事務・事業の効率化による定数の削減、公務員給与の適正化、国民の生活や企業活動に真に貢献するインフラ整備に公共投資を重点化することを会員は求めている。

(3) 受益と負担

問7 受益と負担水準

わが国においては、国民全体が受ける社会保障の「受益」と「負担」が乖離し、「中福祉－低負担」と言われており、このままの財政構造が続くとその乖離が一層拡大すると危惧されている。そこで、今後の社会保障のあり方をどのように考えるかをたずねたところ、「現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく、中福祉－中負担を目指すべき」と考える会員が70.5%（昨年67.7%）と多数であった。「低福祉－低負担を目指すべき」は16.5%、「高福祉－高負担に踏み出すべき」は5.5%にすぎなかった。

問8 国民負担率に関する意識

わが国の国・地方を合わせた国民負担率は43.9%（平成28年度予算、国税、地方税、社会保障負担の合計額の対国民所得比）であり、ヨーロッパの先進諸国と比べて低い水準となっている。国・地方の巨額の累積債務残高や少子・高齢化の急速な進行による社会保障費等の支出増加が見込まれるなか、国民負担率はどの程度までなら許容できるかをたずねたところ、「50%程度を限度とすべき」と答えた会員が59.5%（昨年65.6%）と半数を超え、次いで、「現状レベルを維持すべき」が24.5%であった。この結果は、前問の「中福祉－中負担」と答えた会員が多いことと整合的である。今後、財政支出の増加が見込まれるとしても、こうした国民負担に対する国民の意識にも配慮し、社会保障の給付水準を検討する必要がある。

問9 社会保障改革について

「問6 歳出削減」では、会員の社会保障改革に関する意識の強さが表れていた。社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには、消費税率の引き上げを柱とする税制抜本改革が避けられないとしても、膨張を続ける社会保障関係費用の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが必要である。社会保障改革のなかで効率化・重点化検討課題として挙げられているもののうち、優先的に取り組むべき項目をたずねた。「高所得者の年金給付の引き下げ」と答えた会員が46.5%（昨年48.1%）と第1位であったが、これは年金をめぐる世代間格差が拡大していくことや、年金財政がますます厳しさを増して行くことが予想される中での判断であろう。しかし、高所得層に限らず全般的な「年金給付の引き下げ」については9.5%にすぎないことから、高齢者層内で拡大していると言われる格差の是正という公正な社会の構築への意識が会員に存在することを表している。次いで、「医療の効率化（医療提供体制の改革、医療の無駄排除等）」が40.5%（昨年36.5%）であった。高齢

化率の高まりによって医療費の膨張が避けられないなか、医療供給体制の効率化によって医療費の膨張を抑えることが必要である。また、「高齢者の負担増（高齢者医療費自己負担割合の引き上げ、介護高齢者の利用者負担の拡大等）」が33.5%と続いた。自己負担率の引き上げは公費負担の抑制にダイレクトに結びつくとともに、保険制度に内在するモラル・ハザードを弱め、医療費や介護費総額を抑えることによって保険財政を改善することになるという判断であろう。

2 税制全般

(1) 税制改正へ向けての基本的視点

問10 課税原則

どのような時代にあっても、税制は公平・中立・簡素という基本原則を満たさなくてはならない。しかし、税制の構築に際して優先すべき原則や基準は時代とともに変化する。経済社会を取り巻く環境が大きく変化しているわが国において、今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則は何かをたずねた。53.5%の会員が「公平性の確保」をあげ、課税の大原則としての公平性を重視すべきだとしている。税負担に対する国民の理解を得るためには、各人の担税力に応じた公平な負担が求められるからである。また、同じ経済状態であるにもかかわらず税負担に差が存在することも避けなければならない。

「簡素性の確保」の26.5%がそれに次いだ。納税者にとって理解しやすく、納税コストができるだけかからないような税制の仕組みを構築することも必要であり、そのためにも税制は簡素なものでなくてはならず、軽視されがちであった簡素の原則を追求する必要があることを結果は示している。

問11 税制改革にあたって重要な視点

望ましい税制を設計するためには、課税原則に加えて具体的な制度設計の視点が不可欠である。そこで、税制改革において特に重視すべき

点は何かを複数回答でたずねたところ、会員の63.5%（昨年67.2%）が「経済活力の強化」をあげた。欧米先進国に例を見ないスピードと規模での少子高齢化の進行や、グローバル化の一層の進展など、わが国経済社会の基本構造が大きく変貌しつつあるなかで、活力ある社会を実現するためには好調な経済の持続が不可欠であり、それを支えることが税制にも求められるという認識を反映したものであると同時に、現下の厳しい経済情勢を反映した結果である。第2位には「国際的に調和の取れた税制度」（51.5%）が入った。これは、グローバル経済の時代にあって、法人税等の日本の税制がグローバル・スタンダードから外れることは、経済活動に対して望ましくない影響を及ぼす可能性があると考えられるからである。第3位は「安定的な税収の確保」（38.0%）であった。これは、超高齢社会における社会保障費の増加や、公共サービスが対個人向けの比重を大きくしていることから、景気に左右されることの少ない税制を求めた結果だと考えられる。格差是正等の他の選択肢は上位3つに比べて重要とする会員は少なかった。こうした政策課題については、税制以外の手段が存在していることや、会員が経済の活性化と財政再建を重視していることを表している。

問12 税目別バランスと税制改正

日本の税制は複数の税目から成り立っており、各税の長所を活かしながら租税原則を満たそうとしている。しかし、原則間には往々にしてトレード・オフの関係が見られ、どの原則を重視するかは時代によって変化するため、望ましい税体系も時代によって異なることになる。日本の課税状況（国税・地方税計）は、平成27年度（予算ベース）で、所得課税が30.9%、法人課税が21.7%、消費課税が33.7%、資産課税が13.7%という税目別の税収構造比率になっている。税制改正を行うにあたり、日本の税目別税収構造をどのように改善させるべきかをたずね

たところ、「消費税をより重視する」（フランス型）が40.5%、「消費税，所得税をより重視する」（ドイツ，イギリス型）が37.5%と拮抗した。「所得税をより重視」（米国型）や、「現状維持」を支持する会員は少ない。いずれにせよ，所得税と消費税という2つの基幹税が持つそれぞれのメリットを活かしながら，デメリットを補完する税体系の構築によって，今後の社会保障費の増大を受け止め，財政再建を果たしていくことの重要性が示されたと言える。

Ⅱ 各税目

① 消費税

(1) 消費税の引き上げ延期

問13 消費税引き上げ延期による日本経済への影響

消費税引き上げが平成31年10月に再延期された。消費税引き上げ延期による日本経済への影響をたずねた。「消費への影響は一時的にはプラスに働くが，2年半後には消費税が増税されることから，長期的な経済成長効果はなく，財政赤字が拡大するだけ」と，再延期が経済にプラスに影響することを疑問視する会員が36.0%と最多であり，「消費の落ち込みを防ぎ，日本経済を成長軌道に乗せることで，2年半後に消費税を増税しても，経済成長と財政再建の両立が可能となる」と再延期の経済効果に肯定的な会員の27.5%を上回った。また，「消費税が引き上げられなければ，社会保障費を抑制することとなり，低所得者を中心に消費が落ち込み，経済成長も財政再建も実現しない」の14.0%、「財政健全化の達成は困難となり，国際的な信認が低下し，経済成長も実現せず，日本経済は一段と厳しくなる」の7.5%を加えると，半数以上の会員が消費税引き上げの再延期がマクロ経済にプラスの影響を及ぼすことについては懐疑的ないしは否定的である。

問14 平成31年10月の引き上げ

再延期後の平成31年10月の引き上げについてたずねたところ，「平成31年度財政健全化目標の実現は国際公約であるので，その実現のためには，平成31年10月に消費税率を必ず引き上げる必要がある。」が48.0%と半数近くに上った。しかし，「その時の経済状況によるので，平成31年10月の消費税率の引き上げについてはわからない」と答えた会員も37.0%に上り，31年10月の引き上げについては意見が分かれている。

(2) 消費税の引き上げと用途について

問15 消費税の引き上げの是非，引き上げ幅

消費税率は，平成31年10月から10%に引き上げられることとなったが，「経済・財政再生計画」においては消費税10%への引き上げ以外の国民負担は極力抑制するよう努力するとして，さらなる消費税の引き上げは行わないとされている。社会保障費の増大を勘案すると消費税率のさらなる引き上げが必要とも考えられる。そこで，現在よりも高齢化率が高まる2030年頃を想定して，将来的に税率はどの程度が妥当かをたずねた。「現状維持」と答えた会員は6.5%にすぎず，大部分の会員が消費税率の引き上げを認めている。また，税率については，「13～15%」が21.5%と最多であり，「20%以上」と答えた会員も21.0%，「15～18%」の15.0%を加えると，10%を超えて引き上げることを容認する会員は半数を超えている。このように，会員の消費税への期待は大きい。

問16 用途及び目的税化

税制抜本改革法では，消費税の収入については，毎年度，制度として確立された年金，医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされている。この点についてどのように考えるかをたずねた。「一般税化が税における基本であり，用途の硬直化に繋がる危惧があり反対」と答えた会員は31.0%であったが，「消費税の増税を

国民に理解してもらうためには、目的税化はやむを得ない」が37.5%と最多であり、「社会保障以外の歳出増大を抑制するためにも、用途は限定すべき」も25.5%にのぼった。税率引き上げのための現実的な対応と、他の歳出膨張の歯止め効果に期待して、消費税の一般財源にこだわらないと考える会員が多くなっている。

問17 軽減税率の適用

わが国消費税の特徴は、非課税の範囲が小さく、税率は標準税率に統一されていることである。その結果、消費税の負担は逆進的となるが、税率が低い水準であるため逆進性が大きな問題とされなかった。しかし、税率の引上げによって、逆進性緩和あるいは低所得層対策の必要性が指摘され、本協会が逆進性対策として問題であると指摘してきた軽減税率制度が立法化された。そこで、軽減税率制度についてたずねたところ、会員の半数超（57.0%）が「軽減税率を廃止する」と答えた。

(3) インボイス制度

問18 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

課税事業者が発行するインボイスに記載された仕入れ税額のみを控除することができる「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が制度化された。インボイス制度の導入についての考えを複数回答可でたずねたところ、「軽減税率制度下では、必然的な制度」と答えた会員が42.5%であったが、「事務手続きが複雑になるので、現在制度化されているような簡易な制度が必要」が44.0%と多く、導入に関して簡素化の工夫が必要とする会員も多い。

問19 区分記載請求書等保存方式（経過措置）の導入

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入に伴い、その経過措置として簡素な方法による保存方式が制度化されている。負担軽減

のための経過措置についてたずねた。「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の確実な導入に向けて、既に示されている一定期間を前提とした経過措置があったほうがよい」とする会員が41.5%と半数近くに上り、「経過措置は必要がなく、軽減税率制度導入とともにインボイス制度を導入する」の24.5%を大きく上回った。インボイス制度の着実な実施のためには、導入のしやすさに配慮することも必要とする会員が多い。

(4) 消費税の転嫁

問20 消費税の転嫁について

消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することを予定している税であるが、そのためには、転嫁が円滑に行われる必要がある。そこで、円滑かつ適正な転嫁が確保されるためには、どのような対策が有効かを複数回答可でたずねた。「消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の作成、周知」が49.5%と最多であり、次いで、「不公正な取引の検査、監視の強化」がほぼ同数の46.5%となった。また、「国民に対する広報の徹底」が31.5%であり、消費税の転嫁を円滑に行えるようにするための環境整備が必要であると会員の多くは考えている。

(5) 国境を越えた役務の提供等に対する消費税の課税

問21 電子商取引と消費税課税

現在、電子書籍・音楽・広告の配信などの役務の提供が国境を越えて行われるようになってきている。国内外の事業者間における競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信などの電子商取引に消費税が課税されている。具体的には、事業者向けの取引については「リバースチャージ方式」が、消費者向けの取引については国外事業者が申告納税を行う方式が採用される。この制度についてどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「電気通信役務の提供の

範囲の明確化]、「事業者向け取引」(B to B)、「消費者向け取引」(B to C)との区分を明確化]、「消費者向け取引の場合の外国課税事業者の適正な申告と納付」といった回答が出された。

② 法人税

(1) 法人実効税率と課税ベース

問22 成長志向の法人税改革

法人課税については、平成27年度、平成28年度改正にわたり、「成長志向の法人税改革」として、税収中立の下で、課税ベースを拡大しつつ、実効税率の引き下げが行われた。こうした一連の法人税改革についての考えをたずねた。税率は引き下げられたものの、「税収中立の下での改革には限界があり、国際イコール・フットディングの観点から、実質的な税負担の軽減を目指す」と答えた会員が45.0%と半数近くに上った。国際競争力を強化するためには、税率の引き下げだけでなく、税負担のネット減税が必要だとする会員が多い。

問23 法人実効税率と企業行動

企業行動にはさまざまな要因が影響を及ぼすが、法人収益に課税される法人税もその一つであると言われている。諸外国と比較して税率に差異がある場合に、企業行動にどのような影響を与えるかを複数回答可でたずねたところ、「国際的に見て法人実効税率が高くなっていることが、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている」と答えた会員が45.5%と最多であり、「外国企業が日本に進出するに当たっては、日本の法人実効税率の高さは日本への投資の障害の一つの要素となっている」の39.5%がそれに次いだ。依然として法人税が日本経済にとって負担となっていると考える会員が多い。しかし、その比率はそれぞれ昨年の60.8%、45.5%から低下しているのは、税率引下げが行われたためと考えられる。

問24 法人税の企業への影響の変化

前問のように法人税が企業活動に影響するという回答が多数であったが、法人税の影響は企業活動を取り巻く環境にも左右される。そこで、10年前と比較して法人税の影響は高まったと感じるかどうかをたずねたところ、「影響が高まっている」と答えた会員が59.5%（昨年60.8%）に達した。この回答は、他の要因が日本での企業活動にとって厳しさを増しているために、重い法人税負担をカバーしきれなくなってきたことが背景にあると考えられる。

問25 法人実効税率の水準について

平成28年度税制改正において、法人税率と法人事業税所得割の税率がさらに引き下げられ、法人実効税率は平成28・29年度には29.97%、平成30年度29.74%となった（平成26年度は34.62%、平成27年度は32.11%）。日本のこうした法人実効税率の引き下げについてどのように考えるかをたずねた。「当面は欧州並み(30%弱)に引き下げられたので、今後の動向を踏まえて段階的に引き下げること検討する」と答えた会員が49.5%と約半数に上った。しかし、「主要アジア諸国との国際競争の調和が取れる水準までさらに10%程度引き下げるべきである（法人実効税率25%程度）」と答えた会員も31.5%に上った。一方、「欧州諸国との国際競争の調和が取れる水準（法人実効税率30%弱）となったので、現行水準でよい」は16.5%にすぎない。法人実効税率は引き下げられてきているが、今後もさらに引き下げるべき、あるいは引き下げを検討すべきと考えている会員が多数である。

問26 課税ベースの拡大

法人実効税率の引き下げに際しては、とくに法人税収の減少への対応策として租税特別措置の見直し、課税ベースの拡大が行われてきた。また、国際的にも法人税率の引き下げとともに、課税ベースの拡大や他の税目での税収確保が行

われている。こうした実態を踏まえ、法人税の課税ベースのあり方をどのように考えるか、複数回答可でたずねた。「過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは広がっており、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、さらに課税ベースを広げることは好ましくない」と答えた会員が39.5%と最多であった。ただし、「租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げるべき」もほぼ同数の38.0%にのぼった。「税率を引き下げの場合には、財政状況にも鑑みて、課税ベースを広げることもやむを得ない」と答えた会員は24.0%であった。このように、課税ベースの拡大については意見が大きく分かれている。

問27 受取配当の益金不算入

法人の受取配当については、持ち株割合が3分の1超の株式配当の場合はその全額、3分の1以下5%超の場合はその50%、5%以下の場合にはその20%を益金不算入となっている。受取配当等の益金不算入制度についてどのように考えるかをたずねたところ、「受取配当等は経済的・二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり、受取配当を益金算入することは法人税法の在り方にかかわる問題であり、慎重に扱うべき」と答えた会員が66.0%に達した。法人税が所得税の前取りである限り、法人間の受取配当は、二重課税防止の観点から課税することには問題があるという指摘である。

問28 繰越欠損金の損金算入の見直し

大企業が所得から控除できる繰越欠損金の損金算入割合が引き下げ（平成27年度に所得の65%、28年度60%、29年度55%、30年度50%）られた。このような繰越欠損金の損金算入制度についてどのように考えるかを、複数回答可でたずねた。「企業は継続することが前提である

ので、繰越欠損金は所得の金額と通算するべき」と答えた会員が57.5%と半数を超えた。法人税における欠損金の繰越控除制度は、課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度であると考えている会員が多い。

問29 減価償却制度の見直し

機械装置の減価償却方法は、定額法と200%定率法の選択適用が認められているが、法人実効税率の引き下げの財源確保のために、課税ベースの拡大の一環として、減価償却制度の見直しを行うことが国際的な動きとなっている。そこで、200%定率法を廃止し、定額法にするという考えについてどのように考えるかをたずねた。「機械装置は、技術進歩の進展に合わせて、早期に費用を回収し、さらなる設備投資等をしていくことが重要であり、現在の200%定率法は継続すべき」と答えた会員が43.5%と最多であるが、「機械装置を耐用年数の期間にわたって均等に費用配分することは合理的な方法であり、法人税率の引き下げの財源確保として、やむを得ない」とする会員も41.5%にのぼった。このように、法人実効税率引き下げ財源としての減価償却のあり方については会員の間で考え方が大きく分かれている。

問30 中小法人税制の見直し

資本金が1億円以下のいわゆる中小法人については、一律に15%の軽減税率（800万円以下の所得に対して）の適用があるほか、多くの優遇措置が講じられている。こうした中小法人に対する措置についての考えをたずねたところ、「高所得の中小法人が税制上の特例を受けていることは見直すべき」が57.5%と昨年の50.8%よりも上昇した。そして、「中小法人と個人事業者との選択に税制上の歪みが生じないように税制を見なおすべき」が29.0%（昨年37.6%）と続いた。このように、優遇措置を受ける中小企業者の範囲等、中小法人に関しては何らかの

見直しが必要とする会員が多い。

問31 法人事業税・固定資産税の損金不算入

法人事業税や固定資産税は、所得から納付する法人税や法人住民税と異なり、事業に直接関連する税として費用性があることから、その税の性質上損金算入されているが、地方財源を安定的に確保する観点やドイツでの営業税（地方税）の損金不算入の例から、地方税の損金算入の見直しの議論がある。この点に関してたずねたところ、「法人事業税や固定資産税は、事業に直接関係する税の性格上損金算入となっているものであり、これらを損金不算入とすることは、法人税の実効税率引き上げを意味しており、反対」とする会員が65.0（昨年63.5%）に達した。税の性格や課税根拠に反する財源対策に関して否定的な見解を持つ会員が多い。

問32 研究開発支援税制

経済活力の基盤として研究開発投資は重要である。世界的には、研究開発投資促進税制を拡充する動きが続いているが、アベノミクスにおいても、民間の潜在力を最大限発揮させ、民間投資の喚起を図ることによって、「強い経済」、「成長による富の創出」を実現するため、研究開発の促進、イノベーションの基盤強化が重要な政策となっている。そこで、研究開発支援税制についてどのように考えているかをたずねたところ、「研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、本則化し恒久的な税制とすべき」と答えた会員が48.5%（昨年41.8%）と最多であり、「研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり、継続すべき」が43.5%（昨年40.2%）と続いた。さらに、「研究開発支援税制は、我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、「成長の富の創出」のために積極的に拡充すべき」も38.5%（昨年29.1%）と、多くの会員が研究開発支援

税制の必要性を主張し、しかも、必要性を指摘する会員の比率は高まっている。大多数の会員が研究開発投資の重要性と、投資促進のための税制上の措置の必要性を認識しているが、このことは、少子化にともなう人口減少により労働力人口が減少していくわが国経済において、経済の持続的な成長力を強化するためには、生産性を向上させるためにも不可欠であり、したがって、イノベーションの重要性がさらに高まっていることを示すものである。

問33 パテントボックス税制

パテントボックス税制について、BEPS（税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting））最終報告書では、現行の各国の措置は有害税制と判断され、既存の優遇税制は停止、廃止する一方、新たな基準に基づく税制は国際的に認められることとなる。新しい基準に基づくパテントボックス税制の日本への導入について、どのように考えるかを複数回答可でたずねた。「日本での知的財産活動は重要であり、国際的基準に適合したパテントボックス税制を日本にも導入する」が26.0%であったが、会員の半数以上（55.0%）が「現行の有害税制から国際的に許容される税制に見直す」とされたが、その内容が必ずしも明確なものでないため諸外国の導入等を参考として、今後検討する」と答えており、今後、日本での知的財産権の所有や高度化を推進するとともに、研究開発機能の海外流出を抑制し、国内立地を促進するためにも、新たな制度としてパテントボックス税制の調査研究を進め、創設を検討する必要がある。

問34 地方創生・地方拠点強化税制

東京一極集中が進む中、地方経済の衰退を食い止めるために地方創生がアベノミクスの柱の一つとなっている。その政策の一環として、平成27年度税制改正により、地方創生・地方拠点強化のため、地方にある企業の本社機能等を強化する支援措置（拡充型）、また東京23区から

地方への移転の場合には拡充型より厚い支援措置（移転型）が導入された。さらに、平成28年度税制改正により、企業版ふるさと納税が創設され、地域の特定の事業に対する企業の寄付について約6割の負担が軽減される。また、雇用促進税制について、一定の調整措置を講じた上で、所得拡大促進税制との併用を可能とする支援措置が取られている。こうした地方創生・地方拠点強化税制についてたずねたところ、「税制上の措置があるので、地方分散効果はケースバイケース」と答えた会員が50.5%と最多であり、「地方分散効果は大きい」と答えた会員は5.5%にすぎなかった。この値は昨年調査の10.1%からさらに低下しており、地方分散効果の実績を踏まえた回答とも言える。この結果は、地方創生のためには税制上の措置に加えて、総合的な対策を講じることの必要性を示している。

(2) 法人関連税制

問35 法人関連税制における改正

法人税については、近年、組織再編税制の創設、連結納税制度の創設、研究開発投資減税、会社法に対応した税制の整備、減価償却制度の見直し等企業活力強化の観点から改正が行われてきた。しかし、グローバル化の急速な進展に対応していくためには、国際課税の分野を含め、解決すべき課題も残されている。そこで、税率以外の見直すべき課題について最も重要なものは何かを複数回答でたずねたところ、「欠損金の使用制限」が38.5%と最多であり、「受取配当の益金不算入割合」の36.5%、「欠損金の繰越・繰戻」の36.0%、「移転価格税制」の36.0%、「外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）」の35.5%と続いた。この結果の背景には、大企業を対象とした欠損金の繰越控除限度額が引き下げられてきたことがあると考えられる。二重課税の回避の必要性や、企業経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度である欠損金の繰越・繰戻はわが国の制度が諸外国に比べて不利になっている点が指摘されたと言え

る。

問36 連結納税制度の改正

連結納税のメリットが消滅することから批判が大きかった連結付加税は平成16年度に廃止された。しかし現在もなお連結納税制度普及の障害になっている制度が存在する。そこで、連結納税制度について最も優先度の高い改正項目について複数回答でたずねたところ、「連結子会社の連結前欠損金の持込制限の廃止」が57.0%、「適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和」が56.0%と、半数を超える会員が改正すべきと答えた。また、「法人事業税、法人住民税への導入」も38.0%と高い比率であった。企業にとって経営形態の変更など環境変化への対応は重要であり、連結納税制度の普及を妨げる要因については見直しが必要である。

(3) 企業会計と法人税法との乖離

問37 企業会計と法人税法との乖離

企業会計の国際会計基準への移行にともない企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされている。そこで、乖離が大きくなると思われるのはどの項目かを複数回答でたずねた。「資産の減損」が48.0%と最多であり、「収益認識基準」が45.5%、「有形固定資産」が36.0%、「引当金、偶発債務、偶発資産」が33.5%と続いた。

問38 確定決算主義

確定決算基準は、課税の簡便性と便宜性を確保するとともに、確定した決算に表明された企業の意思を重視することによって課税所得の計算の信頼性、客観性を担保し、課税における安定性を確保しようとするものである。企業会計と税務会計との乖離が拡大しているなか、確定決算主義については、「実務的に対応が困難な点については、損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行うべき」と答えた会員が

53.5%と最多であった。次いで、「所得計算の妥当性を確保しつつ納税コストを節約する観点から、確定決算主義を維持すべき」の29.0%、「確定決算主義は廃止すべき」と答えた会員は12.5%と少数であった。以上の結果は、確定決算基準を維持するか廃止するかではなく、確定決算基準という原則の下で実情にどう適応させていくかという、程度の問題として捉えていくことの必要性を示している。

(4) 税制の予測可能性

問39 租税制度と実務との間の予測可能性

企業活動を行ううえで予測可能性はきわめて重要な条件であり、活動に影響を及ぼす税制についても同様である。そこで、租税制度の実務上の取り扱いにおいて、特に、不透明であったり、予測可能性に問題があったりする領域があるかを複数回答可でたずねたところ、60.0%の会員が「移転価格税制」と答えた。以下、「タックスヘイブン税制」の38.0%、「国際的な組織再編税制」の33.5%、「恒久的施設」の30.5%が続いた。企業活動がグローバル化している今日、活動を円滑に進めるためにも、とくに予測可能性が重要となるのは、国際課税関係であることを結果は示している。

3 国際課税

問40 租税条約

近年、租税条約について、多数の条約の改定や租税協定が締結されるなど国際的な税務当局間のネットワークの拡充が進展しているが、さらに優先度の高い改善策は何かをたずねた。「移転価格税制の適用による二重課税の解消を図るため、租税条約の締結、改正の一層の促進」と答えた会員が52.0%と最多であり、「投資促進のため、源泉税の免除等の促進」の46.5%、「投資交流の活発化が見込まれる国々との租税条約の締結、改正の一層促進」の37.0%が続いた。経済のグローバル化が進展する中、経済交流が

一層拡大するように環境整備を図ることが重要であり、そのためにも租税条約の締結・改正を会員は求めている。

問41 移転価格税制

BEPS 最終報告書を踏まえ、移転価格税制にも文書化や無形資産に係る事項を中心に見直しが検討され、一部は平成28年度改正に反映された。我が国の移転価格税制について、今後改正すべき項目はどれかを複数回答可でたずねた。

「価格算定文書の明確化について、企業の負荷が軽減されるように、効果的な資料の公表」と答えた会員が52.5%と半数を超えた。その他には、「経済実態を踏まえたガイドライン等の充実」の46.0%、「相互協議の円滑な推進」の39.5%、「事前確認制度、事前相談体制の強化」の35.5%、「国別報告書、マスターファイル及びローカルファイルに記載すべき内容の具体化、明確化」の34.5%などが主要なものとして挙げられた。移転価格課税の透明性や予測可能性を確保することへの期待の表れであろう。

問42 移転価格税制（国別報告書について）

平成28年度改正で国別報告書等の作成が義務づけられた。これらに関する今後の実務に関連してどのような要望や懸念を持っているかを複数回答可でたずねた。71.5%の会員が「行政当局及び納税者の事務負担の軽減に配慮」と答えた。その他、「事務運営指針、ガイドライン等の早期公開と説明会の実施」の48.0%、「各国の税務当局における企業秘密に対する漏洩防止の徹底」の37.0%と続いた。

問43 外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）

我が国の外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）は、税負担水準が低い（20%未満）外国子会社等の全ての所得について日本の親会社の所得に合算する制度（事業体アプローチ）となっている。本制度は、適用除外基準を

満たす場合には適用されないが、この場合資産性所得について合算課税の対象（取引アプローチ）となっている。こうした制度について、今後どのような見直しが望ましいと考えるかを複数回答可でたずねた。「外国関係会社の所得に課される税の負担が20%未満であるかどうかを個別に判定する事務負担が大きいと、軽課国を直接指定する制度を創設」と答えた会員が50.5%、「軽課国の判定基準を20%未満からさらに引き下げるべき」が50.0%であった。世界的に法人税の実効税率が低下している中で、判定基準を引き下げる必要性を会員は感じている。日本企業の海外への積極的展開や各国税制度が大きく変化する中で、外国子会社合算税制の不断の見直しが必要である。

問44 外国子会社合算税制の抜本改革について

日本では、BEPS 最終報告書（行動3）に沿って、国際的な潮流を踏まえ、現行の外国子会社合算税制を「取引アプローチ」に見直すべきという意見があるが、これをどう考えるかをたずねた。見直したとしても、「制度の複雑化を避けるとともに、日本の会社や日本の国際競争力が損なわれないようにする」と答えた会員が49.0%と最多であり、「現在の日本の制度は、BEPS 検討の中でも、事業体アプローチと取引アプローチのハイブリッドと評価され、十分に機能していることから、大きく見直す必要はない」も33.5%に上った。日本の現行制度はすでに厳しい制度となっており、新たな制度によって日本の国際競争力や日本法人の適正な取引や経済活動に支障が生じないようにすることを会員は求めている。

問45 帰属主義に関する意見・要望

国内法上、AOA（OECD 承認アプローチ）に従った外国法人課税（帰属主義）と国外支店に係る外国税額控除制度の適用が始まった。そこで、申告手続きにおける意見・要望をたずねた。「解釈通達、事務運営指針、Q&A など取

り扱いの明確化が図られているが、不十分である。さらに取り扱いの明確化、簡素化を図ってほしい」、「管理費等の配賦計算について、具体的なケースに基づいたガイドライン、事例の公表を希望する」、「文書化義務について、内部取引における必要性に比較して、納税者に対する負担が過重なものとなっているので、簡素な措置が必要」と答えた会員がいずれも35.5%であり、「PE との内部取引は独立企業原則が適用されるが、当該 PE のリスク負担が少ない場合等には手続面での負担軽減措置を講じてほしい」が31.0%であった。

問46 BEPS

多国籍企業が、各国の税制や租税条約を組み合わせることによってグローバルな租税負担を抑制している事例が見られ、各国の税源が浸食と潜在的な利益移転が図られていることが深刻な問題としてG8、G20でも主題の1つになっている。今後、「税源浸食と利益移転」(BEPS) 最終報告書について、各国において、国内法の整備や租税条約の改正に反映されていくこととされたところである。我が国がこの成果を国内法又は租税条約に反映する際の基本的な姿勢はどうあるべきかを複数回答可でたずねた。「国際課税原則の新たな導入により、納税者や行政当局に過度な事務負担や費用負担を負わせないように十分に配慮した制度とすべき」と答えた会員が63.5%に上り、「国際課税については、不明確、不透明な分野が多いことから、日本企業が国際的な経済活動に活発に取り組めるように、予測可能で法的安定性のある制度にすべき」も54.5%と半数を超えた。以上の結果は、国際的なルール作りと、運用の簡素・簡略化が課題であることを示している。

問47 BEPS に関連して国内法制化が予想される項目への意見・要望

BEPS 最終報告書を踏まえた今後の国内法や租税条約の見直しに対して、意見・要望を複数

回答可でたずねたところ、「事務負担軽減の見地から、納税者の負担をできるだけ軽減する措置」と答えた会員が73.5%、「施行時期にあたっては、納税者が対処できるよう十分な準備期間の設定」も60.0%に上った。

問48 BEPS に対する意見他

(略)

4 個人所得税

(1) 税収調達機能と所得再配分機能

問49 個人所得税と税収調達機能

累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われている。そこで、所得税と税収調達についてどのように考えるかをたずねたところ、「現状で妥当である」が36.0%（昨年38.1%）と最多であり、「増税」あるいは「減税」が必要と答えた会員は少なかった。個人所得税は消費税と並ぶ基幹税であるが、今後の税制としては現状が妥当とする傾向が見られる。しかし、現状維持と答えた会員も半数に満たず、個人所得課税については今後さらに検討を重ねるべきであると言える。そこで、以下の設問では個人所得税の構造についてたずねた。

問50 税率構造と適用ブラケット

所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から45%の7段階に区分されている。所得税制における税率構造と適用ブラケットをどのように考えるかをたずねたところ、「納税者の約8割が税率10%以下のブラケットとなっているため、ここに属する納税者の割合を縮小すべき」と答えた会員が39.0%（昨年39.2%）と最多であった。「現行の税率構造等を維持すべき」が21.0%（昨年21.2%）、また、現行の最高税率（45%）を「50%まで引き上げるべき」が20.5%（昨年20.6%）、「ブラケットごとの税率の刻みを小さくすべき」が19.0%（昨年16.9%）であった。会員の多くが税率構造と

ブラケットの見直しが必要と考えているものの、税率構造とブラケットは所得再配分という価値判断の部分に関係することから、そのあり方に関しては会員間でも意見は分かれている。

(2) 所得控除、税額控除等

問51 給与所得控除のあり方

給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの目的を持つといわれているが、長年にわたってそのあり方が議論されてきた。近年の税制改正では、格差是正、所得再配分機能の回復の観点から、過大となっている控除を適正化するため、①給与所得控除の上限設定、②役員給与所得に係る給与所得控除の見直し、③特定支出控除の見直しがなされたが、さらに、給与所得控除については、平成28年は年収1200万円を越えると230万円で、平成29年以後は年収1000万円を超えると220万円で固定とされた。こうした中、給与所得控除をどのように考えるかをたずねたところ、「給与所得控除は、現行制度のままでよい」が最多であったが、それでも29.0%にすぎず、「実態に合わせた概算控除額を設定する」が23.0%、「高額な収入のある役員給与については、金融資産等多額の資産を所有し一定額を超える場合には、給与所得控除は他の所得との負担の調整上減少させるべき」が20.5%、「日本の給与所得控除は、欧米諸国に比較して非常に大きな所得控除となっている制度であり、家族構成などの人的事情に応じた負担調整に段階を追って調整していく必要がある」が20.5%、「特定支出控除は不十分であり、使いやすくするために、特定支出の範囲をさらに拡大する」が16.5%と、給与所得控除のあり方についての会員の考えはまとまっていない。

問52 控除のあり方

現行税制においては、婚姻、育児、老齢等の生活の局面に応じて各種の控除が設けられおり、税率と並んで税収調達機能や再配分機能に大き

な影響を与えている。政府においては、(i) 夫婦共働き子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てでき、(ii) 格差が固定せず、若者が意欲を持って働くことができ、持続的成長を担える、個人所得課税改革を行うこととした。所得控除をはじめとした各種の控除のあり方についてどのように考えるかを、複数回答可でたずねた。「現状のままでよい」と答えた会員は19.5%にすぎず、「子育て支援の観点からは、現行の扶養控除は、所得控除から税額控除（給付も含め）に改めるべき」が30.0%、「特定扶養控除、老人扶養控除等様々な割増、加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については、極力簡素化し、基本的には、家族に関する控除を基礎控除等に集約化する」が24.5%と、改正の必要を感じている会員が多い。ただ、所得税における控除のあり方については、いずれも圧倒的多数の会員が支持する改革案はなく、租税理論上公平な所得税制を構築するためにも、控除のあり方について十分な議論と国民のコンセンサスを得ることが求められる。

問53 配偶者控除

日本再興戦略においては「女性の活躍推進」に関して、配偶者控除等のあり方に焦点が当たっている。配偶者控除の在り方について、税制調査会で提示された5つの改革案のどれが最も望ましいかをたずねた。「配偶者控除の適用に所得制限を設けるとともに子育て支援を拡充」が23.0%、「「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充（配偶者控除に代え、配偶者の収入を問わず夫婦で一定額を控除）」が21.5%、「配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充（配偶者控除の全廃）」が15.5%であり、「現行の制度を維持」は10.0%にすぎなかった。会員は配偶者控除について何らかの見直しの必要性を感じている。しかし、どの改革案も圧倒的多数とは言えず、改正に当たっては十分な検証と議論が必要である。

問54 公的年金等控除

平成17年分所得から、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止が行われたものの、年金については拠出面では社会保険料控除によって、給付面では公的年金等控除によって、拠出・給付の両面で課税がなされないよう配慮されている実態は変わっていない。そこで公的年金課税についてどう考えるかを複数回答でたずねたところ、「多額の資産を有する高齢者については、公的年金等控除の削減や上限を設けるべき」と答えた会員が62.0%（昨年68.8%）と多数であった。超高齢社会にあって年金生活者が急増するわが国においては、年金生活者として一括りにするのではなく、担税力や資産保有の大小など、きめ細かな対応を行うことによって所得税における公平性を確保することの必要性を会員は感じている。

(3) 年末調整

問55 年末調整のあり方

納税者意識の向上や公平性の観点からは、現行では給与所得控除として算定されている必要経費を実額控除するとともに、申告納税制度を導入する方が望ましいとする考えがある。そこで給与所得者の年末調整のあり方についてどのように考えるかをたずねた。「年末調整を含め現行制度は維持すべき」と答えた会員が57.5%と半数を超え、「年末調整と確定申告のいずれかを選択できるようにすべき」の25.5%を大きく上回った。申告納税制度の重要性は理解しつつも、利便性を重視した結果と言えよう。

(4) 金融所得課税の一元化

問56 総合課税と金融所得課税の一元化

平成23年度の税制改正大綱では「所得税については全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想であるが、金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性に鑑み、可能なところから金融所得課税の一体化に向けた取組を進める」とされた。また、平

成25年度税制改正では金融所得課税の一元化が拡充され、公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等に係る所得等の損益通算が可能となった（平成28年1月1日から適用）。そこで、金融所得に対する課税についての考え方をたずねたところ、「資本の国際流動性を確保し、我が国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化を促進すべき」と答えた会員が35.0%と最多であったが、昨年の49.2%よりも低下した。「金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化は反対」は15.5%（昨年18.0%）、「一元化を推進すべきだが、一定割合の株式保有者や一定以上の株式取引者等の特定の富裕な所得者については総合課税を行うべき」と答えた会員が19.0%（昨年26.5%）であった。また、「一定割合の株式保有者や一定以上の株式取引者等の特定の富裕な所得者については源泉分離税率の引き上げを行う」も10.5%であった。以上の結果は、金融・資本市場の国際競争力の強化によって、資本の国際流動性を確保し、日本経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化をさらに着実に促進する必要があるものの、その多くが金融所得によって引き起こされる所得格差は望ましくなく、是正の必要があるとする会員の考えを表している。

問57 NISA について

平成25年度税制改正において日本版ISAが創設され、現在、非課税限度額が年間120万円、最大600万円、また、ジュニアNISAの非課税限度額は、20歳未満の若年層への投資額について年間80万円、最大400万円となっている。こうした金融商品に関する非課税制度をどう考えるかをたずねた。「新制度が拡充、創設されてばかりであるので、現状どおり」が43.0%（昨年38.6%）と最多であり、「経済成長に必要な資金を供給する必要があることから、期間、金融商品の規模ともに拡大すべき」の20.5%が続

いた。しかし、この回答は昨年の23.8%より低下しており、所得及び資産の不平等化を助長する懸念があることから、拡充には慎重であるべきと考える会員が多くなっている。

問58 株式配当及び株式譲渡益課税

法人所得課税は、個人所得課税の前払いの性格を有することから、法人税率を引き下げ場合には、個人所得課税における株式配当や株式譲渡益課税について、その負担割合（源泉所得税20%適用）を引き上げるべきとの意見がある。この考え方についてたずねたところ、「金融市場の活性化に悪影響を及ぼすことから、さらに金融商品に対する過大な税負担は、資金が海外流出するおそれがあるので反対」と答えた会員が45.5%（昨年52.4%）と最多であった。また、「大企業を中心とした法人は株主とは独立しており、法人税率引き下げと株式配当や株式譲渡損益とは関係がない」も35.0%（昨年28.6%）であり、多数の会員が引き上げには反対している。

(5) 富・所得の格差

問59 富・所得の格差について

所得税は所得再分配機能を持つが、累次の減税でその機能は弱まっているとも言われている。再分配政策に関しては国民の価値判断に依存する部分が多いことから、会員が富や所得格差についてどのように考えているかをたずねた。「所得格差はあるものの、所得再分配政策によって再分配後の所得格差は長期間にわたって大きな変化はないことから、現状の所得再分配政策を継続することがよい」と答えた会員が43.0%と最多であった。そして、「日本における富・所得の格差は、米国に比較して小さくなく、経済成長を高め、労働インセンティブを確保するためにも、ある程度の格差の拡大は許容される」の30.0%が続いた。格差の拡大が言われているが、会員の多くは現在の所得分配状態と再分配政策を容認している。

問60 税制による所得再分配効果

所得格差の是正は社会保障と税制とによって行われるが、税制による再分配効果は、近年の所得控除の改正等を反映して効果が大きくなっている。そこで、所得再分配効果をどのように考えるかをたずねたところ、「近年の所得税制改正で、再分配効果が出ているので、現行制度を継続する」と答えた会員が39.5%と最多であり、「税制による所得再分配効果は、経済に対する歪みが少なく、垂直的公平の観点からも望ましい」の24.0%を大きく上回った。

⑤ 地方税

(1) 地方税の在り方

問61 地方税負担のあり方

国家財政とともに地方財政もきわめて厳しい状況ある。こうしたなか、地方税についても充実・強化すべきとの声も聞こえてくる。この点についてたずねたところ、「地方税の充実・強化は税源移譲によって行うべき」と答えた会員が54.5%（昨年57.1%）と半数を超え、「地方税を増税すべき」は6.5%（昨年4.2%）にすぎなかった。また、「地方税負担は増やすべきでなく、他の財政支出の削減で対応すべき」が30.5%（昨年28.6%）に上った。安易な地方税の増税は避けるべきであり、国と地方の税源配分の見直しと、地方行政改革を会員は求めている。

問62 地方税と国税（地方法人2税と地方消費税の税源交換）

地方法人二税の税収は、偏在度が高く地域間の財政力格差を生じさせていることから、平成20年度税制改正により、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定措置として、法人事業税の一部が分離され地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。さらに平成26年度税制改正で、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、引下げ分に相当する

地方法人税（国税）が創設され、その税収全額を地方交付税原資とすることとされた。また、消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるとともに、地方法人特別税・譲与税の廃止、現行制度の意義や効果を踏まえた他の偏在是正措置など、幅広く検討を行うこととされている。こうしたなか、地域間の地方税収格差を是正する方法として、「消費税の税率引き上げを前提として、地方法人二税を国税に移管し、その見返りとして地方消費税の拡充を行うべきである」との意見が出てきている。この点についてたずねたところ、「どちらとも言えない」が47.0%と最多であり、「賛成である」が35.5%と続いた。「反対」は12.0%にすぎなかった。地方税改革については格差是正のための普遍性の原則重視など、今後さらに検討を加えていく必要がある。

問63 地方税のあり方

地方税のあり方としてその他に賛成できるものはどれかを複数回答でたずねたところ、「法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行うべき」が64.0%（昨年67.7%）と多数であった。地方税は多くの税目で構成されており、簡索性という点からの見直しも必要であろう。「地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底すべき」の32.5%（昨年36.0%）、「法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は応益負担としては、高い水準にあるので見直すべき」の32.0%（昨年32.3%）が続いた。わが国の地方税は法人課税のウェイトが大きく、標準税率を上回って課税する超過課税も法人対象に偏っている。地方税は行政サービスを提供するための対価あるいは会費だという考えから、応益原則を強化すべきと考える会員が多く、個人と企業の負担配分についても、再検討する必要があることを調査結果は示している。

(2) 個人住民税

問64 個人住民税

個人住民税については、税源移譲にともなう所得割の比例税率化によって応益課税としての性格を強めることになったが、今後の個人住民税のあり方として要望したい点を複数回答でたずねた。「前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については、所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更する」と答えた会員が35.5%、「応益原則の強化から、均等割（市町村民税：年3千円、道府県民税：年1千円）については、引き上げるべき」の29.5%が続いた。個人住民税は「地域社会の会費」的性格を最もよく表していることから、地方の基幹税としてのあり方をさらに検討すべきであろう。

(3) 法人住民税・法人事業税等

問65 法人住民税・法人事業税等

法人住民税、法人事業税のあり方として賛成できるのはどれかを複数回答可でたずねたところ、「全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等、申告・納付の利便性を向上させるべき」と答えた会員が67.5%と最多であり、「外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等仕組みが複雑であるので、簡素化すべき」の58.5%がこれに次いだ。地方分権改革において地方の充実や課税自主権の強化は重要だとしても、納税環境や税の基本原則の一つである簡索性に照らして検討を行う必要性を調査結果は示している。

問66 事業税における外形標準課税

地方税における法人課税の見直しが法人税改革の重要な柱となっている。平成27年度税制改正で、地方法人課税における応益課税を強化し、企業の「稼ぐ力」を高めるインセンティブとな

るように、大法人向けの法人事業税について、所得割を縮小するとともに外形標準課税が拡充された。事業税の外形標準課税は、現在資本金1億円超の大企業が対象となっているが、地方税の応益課税の観点から、資本金1億円以下の企業を対象に広げるべきであるとの意見がある。このような意見について、どのように考えるかをたずねた。「地方法人課税は法人に偏った負担となっているので、地方法人課税の抜本的な改革の中で行うべきであり、外形標準課税のみその対象を拡大することには、慎重を要する」と答えた会員が45.0%と最多であったが、「応益課税の観点から、資本金1億円以下の企業にも外形標準課税を拡大すべき」も35.5%にのぼった。ただ、「外形標準課税のみその対象を拡大することには、慎重であるべき」とする会員も、地方法人課税全体の改革の中で外形標準課税改革をとらえるべきだと考えている可能性があり、外形標準課税の対象の拡大に反対しているとは必ずしも言えない。いずれにせよ、法人事業税を含めた地方法人課税については抜本的改革が必要という認識は共通している。

(4) 固定資産税

問67 固定資産税

固定資産税のあり方をどのように考えるかを複数回答でたずねたところ、「償却資産に対する固定資産税は、諸外国でも例外的であるため、廃止をすべき」が66.0%に達した。また、「償却資産の減価償却は、法人税法と同一に完全償却まで認めるべき」と答えた会員も40.5%に上った。固定資産税は応益性を根拠として課税されてはいるものの、償却資産の大小と市町村の行政サービスとの間の関連性は希薄であり、課税の是非を含めて検討すべきという考えが背景にあると考えられる。

〔6〕 その他の税制等

(1) 環境関連税制

問68 地球温暖化対策のための税

政府は、環境関連税制等のグリーン化は低炭素化の促進をはじめとする地球温暖化対策のための重要な政策であり、また、地球温暖化対策税を有効活用して、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策を実施していくこととした。そこで、地球温暖化対策税制についての考えをたずねた。「環境税や石油石炭税の増税などは、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから、その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要」と答えた会員が39.5%、「日本では既に省エネ技術など世界最高水準を達成している一方、エネルギー政策の見直しにより、化石燃料の使用が増加せざるを得ない状況において、地球温暖化対策税は、日本の国際競争力低下、海外への生産シフトに伴う産業・雇用の空洞化を招くことから、見直しが必要」の30.0%が続いた。これに対して「地球温暖化対策税が必要」と答えた会員は3.5%にすぎなかった。国民の十分な理解が得られないままに、特定の政策分野に税制を活用することには慎重を要するとともに、環境政策全体の中での税制の位置づけを明確にすることが重要である。

問69 車体課税

車体課税については、平成28年度税制改正大綱において、次の方向で抜本的改革を行い、平成29年度以降の税制改正において具体的な結論を得ることとされている。(1)自動車取得税は、消費税率10%への引き上げ時である平成29年4月に廃止し、自動車取得税及び軽自動車税において、環境性能割を平成29年4月から導入する。(2)自動車重量税は、エコカー減税制度の基本構造を恒久化するとともに、道路等の維持管理、更新や防災、減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえ、見直す。しかし、消費税率の引き上げが2年半延期されたことから、この税制改正の取扱いが明確にはなっていない。そこで、自動車重量税のあり方をどのように考え

るかを複数回答可でたずねた。「自動車重量税は保有課税として自動車税と重複しており、過大な負担を負っているため、国際的な負担水準に合わせ軽減すべき」と答えた会員が37.5%と最多であり、「自動車重量税は道路整備の課税根拠がなくなっているため、廃止すべき」の25.0%が続いた。このように自動車重量税については廃止、負担の適正化を求める会員が多いが、「自動車重量税を道路の維持管理・更新等のための財源として原因者負担、受益者負担を明確化し、目的税化するべき」も24.0%に上った。車体課税に関する会員の意見は分かれていると言えよう。

(2) 印紙税等

問70 印紙税の是非

印紙税は経済取引にともなって作成する契約書や金銭の受取書（領収書）などの文書に課税される。したがって紙面では印紙税の課税対象となる内容であっても、インターネット上の電子商取引やデータによる電子書類は紙などの文書とは認められず、印紙税の課税対象とはならない。このため、「課税対象の見直しを行うべき」とする会員が18.5%であったが、「さらに進んで廃止を検討すべき」が74.0%と多数を占めた。インターネット販売が拡大する中で課税上のアンバランスはますます大きくなっており、課税の公平上、問題であることから印紙税全体について廃止を検討する必要があることを調査結果は示している。

Ⅲ 税に関する意識及び納税環境の整備

問71 税務に関するコーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスの強化は、日本再興戦略の重要な政策として取り上げられているが、その中で、税務コーポレートガバナンスが重要な項目となっている。一方、行政当局においては、税務コーポレートガバナンスの状況が良好と認められる大法人については、事前の信頼関

係を構築した上で、調査の間隔を延長するなど税務コーポレートガバナンスの維持・向上策に取り組んでいるところである。このような状況において、これからの税務コーポレートガバナンスについてどのように考えるかをたずねた。「税務コーポレートガバナンス体制の維持・向上に向けた取組み（指揮・監督等）に対するトップマネジメントの適切な関与は、その効果が大きく重要」と答えた会員が48.5%と最多であった。その他にも、「行政当局は、税務コーポレートガバナンスの向上に向けて、法人に過度な負担とならないように配慮すべき」が46.5%、「税務コーポレートガバナンス体制の向上は重要であり、そのためには経理・税務・監査部門の体制・機能の整備・強化が必要」が44.5%、「行政当局が法人の税務コーポレートガバナンスへの取組みを尊重して、それに基づいて調査の必要度を決定すべき」が31.0%などの回答がなされた。

問72 移転価格税制と税務コンプライアンス

移転価格税制は、紛争が発生した場合には規模が大きく、かつ解決するまでに2年以上の長期間を要する事例が多いため、企業の負担が大きく、事業の円滑な発展に支障をきたす可能性がある。このため、これら税務リスクを軽減するとともに、調査等への負担軽減等を図るため、紛争が発生しないように企業による自主的・予防的な対応が重要となる。行政当局においても、その事務負担は大きいことから、紛争解決型から予防的対応に力を入れているところである。そこで、移転価格税制における税務コンプライアンスについて複数回答可でたずねたところ、企業側においては、「税務リスクを軽減するため、移転価格税制に関する認識、取組、根拠となる疎明資料の作成等を全社的に整合性のあるものとするのが重要」、「海外の子会社を含め、関係会社全体が移転価格税制への統一的な対応をとることが重要」、「移転価格に関する問題（取引価格の設定や独立企業間価格の設定等）

に対するトップマネジメントの適切な関与は、社内組織体制として必要」との回答を得た。また行政当局に関しては、多くの会員から「行政当局は、企業からの相談に対応した体制を整備すべき」、「移転価格税制に関する企業のコンプライアンス向上に資する指針等の提供を期待する」といった回答が寄せられた。国際課税に関しては国際協議の業務が山積しており、そのための多大の労力、知見が必要とされることから、企画立案部局の要員を増員することも必要となる。

問73 マイナンバー制度について

マイナンバー法が平成27年10月5日施行になり、国民全員と法人に番号が通知され、平成28年1月からは行政機関や地方公共団体において、税、社会保障、災害対策の3分野で利用が始まった。所得税申告書や申請書届出書、法定調書は平成28年1月1日以降の提出から、法人税は平成28年1月1日以降開始する事業年度の申告書から番号の記載が義務付けられているが、このマイナンバー制度についてどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「年金情報が漏えい等のセキュリティに不安があり、セキュリティの徹底した管理や国民が安心できるようなセキュリティの安全管理体制の公表が必要」と答えた会員が43.5%と最多であり、「マイナンバー制度を企業内に整備するための準備とシステム開発等に時間とコストがかかる」ことを指摘した会員が39.5%に上った。マイナンバー制度は大きな制度創設であることから、セキュリティの確保はもちろんだが、納税者に過度な負担がかからないようにするとともに、制度定着までの間、広報、相談などが重要であることを調査結果は示している。

問74 納税者の知見・意識の向上

国民が自らの責任と判断の下に、財政や社会保障の在り方を決めることは健全な民主主義実現の第一歩である。国民一人ひとりの知見や意

識を高めるために、どのような施策が有効と考えるかを複数回答可でたずねた。「学校教育の場において、早い段階から財政・租税教育を取り入れていく」と答えた会員が53.5%と半数を超えた。その他にも、「納税者意識が高まるように、広報活動を持続的、かつ、幅広く実施」の45.0%、「国民の納税意識を高めるためには、納税者にとってメリットのある仕組みを工夫する必要がある」の39.5%が主たる回答であった。

問75 税制上の一般的な問題認識

税金一般に関する問題点について該当するものを複数回答でたずねた。「制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっている」と答えた会員が73.5%に達した。望ましい税制の構築において簡索性への配慮も重要であることを示している。その他の主な回答としては、「グローバル化が進展する中で、移転価格課税での更正や事前協議が増加する等、予見可能性が不十分であり、時代の変化に税制等の整備が遅れている」(40.5%)、「国民に税金(含む社会保障負担)、歳出に関する知識、情報が正確に伝わっていない」(39.0%)と指摘する会員が多い。また、「クロヨンが存在し、サラリーマン世帯の不公平感につながっている」と感じている会員も34.0%に上った。経済活動を取り巻く環境が急速に変化している現在、ソフト・インフラ

としての税制を迅速に時代の変化に適合させるとともに、税金に関して国民の理解を得るためには、公平性の確保と租税に関する情報を的確かつわかりやすく国民に伝える必要があることを調査結果は示している。

問76 納税環境の整備

租税原則に沿って税制が設計されていたとしても、適正な執行がともなわなければ不十分であり、そのためにも納税環境の整備が重要である。そこで、どのような環境整備が必要かをたずねた。主たる回答は「地方税申告・納付の簡素化」が48.0%、「徴税効率を上げるため、地方公共団体間での共同化、国税庁と地方の連携が必要」の45.0%と地方税に関する回答が目立った。地方分権の推進によって自治体の課税自主権を強化することが重要だとしても、納税環境や徴税効率にも十分な配慮が必要である。とくに国と地方の徴税協力は、効率性の向上のみならず適正かつ公平な徴税の執行とともに、納税者にとっての利便性の向上にも資するものである。

IV 当協会へのご要望等

(略)

税制に関する意見（アンケート）調査

	維持(法人)会員 送付数 349 回収数 123 回収率 35.3%	租研役員・評議員 送付数 98 回収数 51 回収率 52.1%	通常(個人)会員 送付数 465 回収数 42 回収率 9.0%	全体 送付数 912 回収数 216 回収率 23.7%
I. 財政及び税制全般				
1. 経済及び財政政策全般				
(1) 全般				
【問1】 日本が抱える政策課題				
我が国は多くの構造的な問題を抱えていますが、下記のうち、優先的に取り組むべき政策課題を3つお選びください。（複数回答可）				
イ) 自然災害に対する防災・レジリエンスの強化（国土強靱化対策）	(イ) 19 16.0%	(イ) 8 16.7%	(イ) 10 30.3%	(イ) 37 18.5%
ロ) 資源・エネルギー政策	(ロ) 28 23.5%	(ロ) 14 29.2%	(ロ) 9 27.3%	(ロ) 51 25.5%
ハ) 社会資本（生活インフラ、生産インフラ）の充実・強化	(ハ) 9 7.6%	(ハ) 3 6.3%	(ハ) 6 18.2%	(ハ) 18 9.0%
ニ) デフレ対策	(ニ) 23 19.3%	(ニ) 6 12.5%	(ニ) 6 18.2%	(ニ) 35 17.5%
ホ) 中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）	(ホ) 68 57.1%	(ホ) 35 72.9%	(ホ) 7 21.2%	(ホ) 110 55.0%
ヘ) 財政の健全化	(ヘ) 75 63.0%	(ヘ) 30 62.5%	(ヘ) 21 63.6%	(ヘ) 126 63.0%
ト) 規制改革	(ト) 21 17.6%	(ト) 10 20.8%	(ト) 4 12.1%	(ト) 35 17.5%
チ) 行政改革	(チ) 8 6.7%	(チ) 2 4.2%	(チ) 7 21.2%	(チ) 17 8.5%
リ) 経済貿易連携の推進（TPP等）	(リ) 15 12.6%	(リ) 7 14.6%	(リ) 5 15.2%	(リ) 27 13.5%
ヌ) 新たな税制抜本的改革	(ヌ) 28 23.5%	(ヌ) 10 20.8%	(ヌ) 5 15.2%	(ヌ) 43 21.5%
ル) 持続性のある社会保障の構築	(ル) 35 29.4%	(ル) 15 31.3%	(ル) 8 24.2%	(ル) 58 29.0%
ヲ) 少子化対策	(ヲ) 34 28.6%	(ヲ) 10 20.8%	(ヲ) 8 24.2%	(ヲ) 52 26.0%
ワ) 地方創生（まち・ひと・しごと創生）	(ワ) 8 6.7%	(ワ) 3 6.3%	(ワ) 7 21.2%	(ワ) 18 9.0%
カ) 地球温暖化対策	(カ) 2 1.7%	(カ) 0 0.0%	(カ) 1 3.0%	(カ) 3 1.5%
ヨ) その他（具体的にご記入ください）	(ヨ) 1 0.8%	(ヨ) 0 0.0%	(ヨ) 0 0.0%	(ヨ) 1 0.5%
(2) 経済及び財政政策				
【問2】 アベノミクスの経済に与える効果				
アベノミクスの経済に与える効果についてどのようにお考えになりますか。				
イ) アベノミクスは成功し、自律的な経済成長と望ましいインフレをもたらす。	(イ) 7 5.9%	(イ) 2 4.2%	(イ) 1 3.0%	(イ) 10 5.0%
ロ) 日本経済はデフレからは脱却するが、依然として低成長が継続する。	(ロ) 32 26.9%	(ロ) 15 31.3%	(ロ) 12 36.4%	(ロ) 59 29.5%
ハ) アベノミクスは部分的な効果にとどまり、デフレからは抜け出せない。	(ハ) 22 18.5%	(ハ) 7 14.6%	(ハ) 8 24.2%	(ハ) 37 18.5%
ニ) 日本経済はインフレと経済停滞に陥る。	(ニ) 1 0.8%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 0.5%
ホ) 現状では判断できない。	(ホ) 47 39.5%	(ホ) 21 43.8%	(ホ) 11 33.3%	(ホ) 79 39.5%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ) 2 1.7%	(ヘ) 1 2.1%	(ヘ) 1 3.0%	(ヘ) 4 2.0%
【問3】 財政赤字と財政健全化目標				
政府は、消費税率10%への引き上げを2019年（平成31年）10月まで2年半再延期するものの、2020年度（平成32年度）の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持することとされました。財政健全化目標についてどのように考えますか。（複数回答可）				
イ) 経済成長による大幅な税収増加も見込まず、歳出改革が不十分であることから、2020年度	(イ) 30 25.2%	(イ) 12 25.0%	(イ) 15 45.5%	(イ) 57 28.5%

の財政健全化目標の達成は極めて困難。												
ロ) 高い経済成長による自然増収に依存することなく、思い切った歳出における重点化・効率化・適正化を強力に進めなければ、2020年度財政健全化目標の達成は困難。	(ロ)	63	52.9%	(ロ)	27	56.3%	(ロ)	12	36.4%	(ロ)	102	51.0%
ハ) 経済再生なくして財政健全化はなく、まずは経済成長を最優先し、その大幅な税収増を活用すれば、2020年度財政健全化目標は達成可能。	(ハ)	27	22.7%	(ハ)	9	18.8%	(ハ)	7	21.2%	(ハ)	43	21.5%
ニ) 財政健全化のために、歳出の思い切った重点化・効率化・適正化は、弱者に対する切り捨てとなるので反対。消費税率の追加再引き上げなどの歳入確保策で、財政健全化目標は達成可能。	(ニ)	1	0.8%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	3	9.1%	(ニ)	5	2.5%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	1	0.8%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	1	3.0%	(ホ)	2	1.0%
【問4】 財政健全化と経済成長												
「経済財政再生計画」では、前提となる経済成長は、中長期的に名目3%以上、実質2%以上の成長率（2016～2023年度平均で名目3.6%、実質2.1%）を経済再生ケースとして、財政健全化目標が設定されています。これをどのように考えますか。												
（注）ベースラインケースは名目1%台半ば、実質1%弱の成長率（2016～2023年度平均で名目1.5%、実質0.9%）												
イ) 経済再生ケースを上回る成長が見込まれる。	(イ)	0	0.0%	(イ)	0	0.0%	(イ)	1	3.0%	(イ)	1	0.5%
ロ) 経済再生ケース程度の成長は見込まれる。	(ロ)	3	2.5%	(ロ)	1	2.1%	(ロ)	4	12.1%	(ロ)	8	4.0%
ハ) 経済再生ケースとベースラインケースの間の成長が見込まれる。	(ハ)	31	26.1%	(ハ)	11	22.9%	(ハ)	3	9.1%	(ハ)	45	22.5%
ニ) ベースライン程度の成長が見込まれる。	(ニ)	55	46.2%	(ニ)	25	52.1%	(ニ)	15	45.5%	(ニ)	95	47.5%
ホ) ベースラインを下回るプラス成長が見込まれる。	(ホ)	12	10.1%	(ホ)	4	8.3%	(ホ)	10	30.3%	(ホ)	26	13.0%
ヘ) マイナス成長が見込まれる。	(ヘ)	2	1.7%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	2	1.0%
ト) その他（具体的にご記入ください）	(ト)	5	4.2%	(ト)	2	4.2%	(ト)	0	0.0%	(ト)	7	3.5%
【問5】 財政健全化目標の立法化												
財政健全化推進のためには法律を制定し、財政健全化目標の達成を義務付けたほうがよいとの意見がありますが、どのように考えますか。												
イ) 財政健全化法を制定する。	(イ)	19	16.0%	(イ)	10	20.8%	(イ)	10	30.3%	(イ)	39	19.5%
ロ) 閣議決定で中長期財政計画を制定し、毎年度の予算において財政健全化を図る。	(ロ)	42	35.3%	(ロ)	17	35.4%	(ロ)	8	24.2%	(ロ)	67	33.5%
ハ) 経済財政諮問会議において、財政健全化目標の達成状況についてチェック機能を強化する。	(ハ)	30	25.2%	(ハ)	7	14.6%	(ハ)	6	18.2%	(ハ)	43	21.5%
ニ) 経済成長を通じ、税収増を目指すことが重要であり、その上で財政健全化を図る。	(ニ)	16	13.4%	(ニ)	9	18.8%	(ニ)	7	21.2%	(ニ)	32	16.0%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	2	1.7%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	2	6.1%	(ホ)	4	2.0%
【問6】 歳出削減												
高齢化の進展に伴い社会保障費が増大していることに加えて、このままでは財政の累積債務はさらに増大します。財政健全化に向けて、歳入面での見直しとともに、歳出面での思い切った効率化・重点化は避けて通れません。今後、歳出削減努力をより強化すべき分野はどれでしょうか。（複数回答可、計数は復興予算込み）												

イ) 社会保障（平成28年度予算 32.0兆円）	(イ) 68 57.1%	(イ) 30 62.5%	(イ) 14 42.4%	(イ) 112 56.0%
ロ) 公共事業（6.0兆円）	(ロ) 28 23.5%	(ロ) 7 14.6%	(ロ) 3 9.1%	(ロ) 38 19.0%
ハ) 防衛（5.1兆円）	(ハ) 9 7.6%	(ハ) 2 4.2%	(ハ) 5 15.2%	(ハ) 16 8.0%
ニ) 文教・科学振興（5.4兆円）	(ニ) 1 0.8%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 3.0%	(ニ) 2 1.0%
ホ) 地方交付税等（15.3兆円）	(ホ) 31 26.1%	(ホ) 15 31.3%	(ホ) 9 27.3%	(ホ) 55 27.5%
ヘ) 公務員人件費（5.2兆円）	(ヘ) 37 31.1%	(ヘ) 16 33.3%	(ヘ) 9 27.3%	(ヘ) 62 31.0%
ト) 特別会計，独立行政法人等	(ト) 66 55.5%	(ト) 26 54.2%	(ト) 20 60.6%	(ト) 112 56.0%
チ) 削減すべきものはない	(チ) 1 0.8%	(チ) 0 0.0%	(チ) 1 3.0%	(チ) 2 1.0%
リ) その他（具体的にご記入ください）	(リ) 3 2.5%	(リ) 3 6.3%	(リ) 2 6.1%	(リ) 8 4.0%
(3) 受益と負担				
【問7】 受益と負担水準				
我が国においては，国民全体が受ける社会保障が「中福祉－低負担」になっており，その財政負担を将来世代へ先送りしている状況です。今後，少子高齢化の進展に伴い支出がさらに増加することになりますが，今後の社会保障のあり方としてどのような方向性が望ましいでしょうか。				
イ) 社会保障については，自己負担や自己責任をより強化することが望ましく，公的に提供するサービスについては，「低福祉－低負担」とする。	(イ) 20 16.8%	(イ) 5 10.4%	(イ) 8 24.2%	(イ) 33 16.5%
ロ) 現在の社会保障を維持し，それに見合う負担が望ましく，「中福祉－中負担」を目指す。	(ロ) 83 69.7%	(ロ) 37 77.1%	(ロ) 21 63.6%	(ロ) 141 70.5%
ハ) 「より安心な社会」を目指し，それに見合う負担が望ましく，「高福祉－高負担」に踏み出す。	(ハ) 6 5.0%	(ハ) 2 4.2%	(ハ) 3 9.1%	(ハ) 11 5.5%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ) 2 1.7%	(ニ) 1 2.1%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 3 1.5%
【問8】 国民負担率に関する意識				
我が国の，国・地方をあわせた国民負担割合は43.9%（平成28年度予算，国税，地方税，社会保障負担の合計額の対国民所得比）です。膨大な累積債務残高や一般会計当初予算の歳入に占める国債の割合が36%の実状からすれば，国民の租税負担は引き上げざるを得ないものと思われまます。国民負担率については，どの程度までなら許容できますか。				
（参考）各国の国民負担率（日本は平成25年度，日本以外は平成25年）日本41.6% アメリカ32.5% イギリス46.5% ドイツ52.6% フランス67.6% スウェーデン55.7%				
イ) 60%程度までの負担はやむを得ない。	(イ) 4 3.4%	(イ) 1 2.1%	(イ) 2 6.1%	(イ) 7 3.5%
ロ) 50%程度を限度とする。	(ロ) 70 58.8%	(ロ) 37 77.1%	(ロ) 12 36.4%	(ロ) 119 59.5%
ハ) 現状レベルを維持する。	(ハ) 31 26.1%	(ハ) 5 10.4%	(ハ) 13 39.4%	(ハ) 49 24.5%
ニ) 現状でも，負担レベルが高く，下げる。	(ニ) 3 2.5%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 6 18.2%	(ニ) 9 4.5%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ) 2 1.7%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 2 1.0%
【問9】 社会保障改革について				
社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには，膨張を続ける社会保障関係費用の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠といえます。現在，社会保障改革のなかで効率化・重点化検討課題として挙げられている下記のうち，優先的に取り組むべき検討項目を3つ以内でお選びください。				

イ) 年金支給開始年齢の引き上げ	(イ) 13 10.9%	(イ) 5 10.4%	(イ) 7 21.2%	(イ) 25 12.5%
ロ) 年金給付の引き下げ	(ロ) 12 10.1%	(ロ) 5 10.4%	(ロ) 2 6.1%	(ロ) 19 9.5%
ハ) 高所得者の年金給付の引き下げ	(ハ) 55 46.2%	(ハ) 20 41.7%	(ハ) 18 54.5%	(ハ) 93 46.5%
ニ) デフレ対応を含めた年金給付のマクロ経済スライドの徹底	(ニ) 33 27.7%	(ニ) 17 35.4%	(ニ) 2 6.1%	(ニ) 52 26.0%
ホ) 年金保険料の引き上げ（標準報酬上限の引き上げ）	(ホ) 6 5.0%	(ホ) 1 2.1%	(ホ) 1 3.0%	(ホ) 8 4.0%
ヘ) 基礎年金の加入期間の延長	(ヘ) 6 5.0%	(ヘ) 3 6.3%	(ヘ) 3 9.1%	(ヘ) 12 6.0%
ト) 公的保険給付範囲の見直し（後発医薬品の使用促進、介護保険給付費の見直し等）	(ト) 25 21.0%	(ト) 9 18.8%	(ト) 8 24.2%	(ト) 42 21.0%
チ) サービス単価の抑制（薬価・調剤報酬・介護報酬等）	(チ) 13 10.9%	(チ) 7 14.6%	(チ) 5 15.2%	(チ) 25 12.5%
リ) 高齢者の負担の見直し（高齢者医療費自己負担割合の引き上げ、介護高齢者の利用者負担の拡大等）	(リ) 39 32.8%	(リ) 16 33.3%	(リ) 12 36.4%	(リ) 67 33.5%
ヌ) 医療の効率化（医療提供体制の改革、医療の無駄排除等）	(ヌ) 48 40.3%	(ヌ) 19 39.6%	(ヌ) 14 42.4%	(ヌ) 81 40.5%
ル) 生活保護の適正化（医療扶助費の見直し等の適正化）	(ル) 29 24.4%	(ル) 7 14.6%	(ル) 19 57.6%	(ル) 55 27.5%
ヲ) 子育て支援（事業主負担の拡大等）	(ヲ) 6 5.0%	(ヲ) 3 6.3%	(ヲ) 3 9.1%	(ヲ) 12 6.0%
ワ) その他（具体的にご記入ください）	(ワ) 4 3.4%	(ワ) 5 10.4%	(ワ) 2 6.1%	(ワ) 11 5.5%
2. 税制全般				
(1) 税制改正に向けての基本的視点				
【問10】 課税原則				
次の課税原則のうち、税制改正において、今後最も重視すべき原則はどれでしょうか。				
イ) 公平性の確保	(イ) 62 52.1%	(イ) 29 60.4%	(イ) 16 48.5%	(イ) 107 53.5%
ロ) 中立性の確保	(ロ) 16 13.4%	(ロ) 5 10.4%	(ロ) 5 15.2%	(ロ) 26 13.0%
ハ) 簡素性の確保	(ハ) 30 25.2%	(ハ) 11 22.9%	(ハ) 12 36.4%	(ハ) 53 26.5%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ) 5 4.2%	(ニ) 1 2.1%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 6 3.0%
【問11】 税制改革にあたって重要な視点				
税制改革に当たり、課税原則に加え、特に重視する点はどのようなことですか。（3つまで回答可）				
イ) 経済活力の強化	(イ) 79 66.4%	(イ) 36 75.0%	(イ) 12 36.4%	(イ) 127 63.5%
ロ) 少子化対策	(ロ) 20 16.8%	(ロ) 4 8.3%	(ロ) 10 30.3%	(ロ) 34 17.0%
ハ) 所得格差の是正（所得再分配効果の回復）	(ハ) 20 16.8%	(ハ) 4 8.3%	(ハ) 13 39.4%	(ハ) 37 18.5%
ニ) 世代間格差の是正	(ニ) 27 22.7%	(ニ) 7 14.6%	(ニ) 8 24.2%	(ニ) 42 21.0%
ホ) 地域間格差の是正（地方間の税源偏在の是正）	(ホ) 11 9.2%	(ホ) 3 6.3%	(ホ) 5 15.2%	(ホ) 19 9.5%
ヘ) 安定的な税収の確保	(ヘ) 46 38.7%	(ヘ) 16 33.3%	(ヘ) 14 42.4%	(ヘ) 76 38.0%
ト) イノベーションの促進	(ト) 18 15.1%	(ト) 12 25.0%	(ト) 6 18.2%	(ト) 36 18.0%
チ) 国際的に調和の取れた税制度	(チ) 61 51.3%	(チ) 30 62.5%	(チ) 12 36.4%	(チ) 103 51.5%
リ) 地方分権化の推進（含む国税と地方税の役割分担の明確化）	(リ) 9 7.6%	(リ) 6 12.5%	(リ) 5 15.2%	(リ) 20 10.0%
ヌ) その他（具体的にご記入ください）	(ヌ) 1 0.8%	(ヌ) 0 0.0%	(ヌ) 2 6.1%	(ヌ) 3 1.5%
【問12】 税目別バランスと税制改正				
日本の課税状況（国税・地方税計）は、平成27年度（予算ベース）で、所得課税が30.9%、法人課税が21.7%、消費課税が33.7%、資産課税が13.7%という税目別の税収構造比率になっています。今後、日本の望ましい税目別税収構造をどのように考えますか。				
（参考）各国の税目別バランス				

日本 所得31.8%、法人21.4%、消費30.7%、 資産16.1%（平成24年度実績）												
アメリカ 所得48.5%、法人13.2%、消費23.1%、 資産15.2%（平成24年実績）												
ドイツ 所得41.5%、法人7.8%、消費46.7%、 資産4.0%（ ）												
フランス 所得28.8%、法人9.0%、消費39.5%、 資産22.7%（ ）												
イギリス 所得34.0%、法人10.0%、消費41.3%、 資産14.7%（ ）												
イ）消費税をより重視する（フランス型）	(イ)	45	37.8%	(イ)	24	50.0%	(イ)	12	36.4%	(イ)	81	40.5%
ロ）消費税、所得税をより重視する（ドイツ、 イギリス型）	(ロ)	45	37.8%	(ロ)	19	39.6%	(ロ)	11	33.3%	(ロ)	75	37.5%
ハ）所得税をより重視する（米国型）	(ハ)	10	8.4%	(ハ)	1	2.1%	(ハ)	3	9.1%	(ハ)	14	7.0%
ニ）日本の現状を維持	(ニ)	13	10.9%	(ニ)	2	4.2%	(ニ)	6	18.2%	(ニ)	21	10.5%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	0	0.0%									
II. 各税目												
1. 消費税												
(1) 消費税率の引き上げ延期												
消費税率10%への引き上げの2年半再延期を、 どのように考えますか。												
【問13】 消費税率引き上げ延期による日本経済 への影響												
イ）消費の落ち込みを防ぎ、日本経済を成長軌 道に乗せることで、2年半後に消費税を増税 しても、経済成長と財政再建の両立が可能と なる。	(イ)	34	28.6%	(イ)	18	37.5%	(イ)	3	9.1%	(イ)	55	27.5%
ロ）消費への影響は一時的にはプラスに働く が、2年半後には消費税が増税されることか ら、長期的な経済成長効果はなく、財政赤字 が拡大するだけ。	(ロ)	43	36.1%	(ロ)	21	43.8%	(ロ)	8	24.2%	(ロ)	72	36.0%
ハ）消費税が引き上げられなければ、社会保 障費を抑制することとなり、低所得者を中心に 消費が落ち込み、経済成長も財政再建も実現 しない。	(ハ)	14	11.8%	(ハ)	5	10.4%	(ハ)	9	27.3%	(ハ)	28	14.0%
ニ）財政健全化の達成は困難となり、国際的な 信認が低下し、経済成長も実現せず、日本経 済は一段と厳しくなる	(ニ)	7	5.9%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	7	21.2%	(ニ)	15	7.5%
ホ）そもそも経済成長の観点から消費税を10% へ引き上げるべきではない。	(ホ)	11	9.2%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	3	9.1%	(ホ)	14	7.0%
ヘ）その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	1	0.8%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	3	9.1%	(ヘ)	4	2.0%
【問14】												
消費税率引き上げが平成31年10月に再延期され ましたが、平成31年10月の引き上げをどう考えま すか。												
イ）国際経済減速のリスクなどを背景とした今 回の新たな判断は、平成31年10月時点におい てもありうる要因であることから、消費税の 10%への引き上げは困難となった。	(イ)	9	7.6%	(イ)	4	8.3%	(イ)	4	12.1%	(イ)	17	8.5%
ロ）平成31年度財政健全化目標の実現は国際公 約であるので、その実現のためには、平成31 年10月に消費税率を必ず引き上げる必要があ る。	(ロ)	48	40.3%	(ロ)	27	56.3%	(ロ)	21	63.6%	(ロ)	96	48.0%
ハ）その時の経済状況によるので、平成31年10 月の消費税率の引き上げについてはわからな い。	(ハ)	52	43.7%	(ハ)	14	29.2%	(ハ)	8	24.2%	(ハ)	74	37.0%

ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(=) 1 0.8%	(=) 0 0.0%	(=) 0 0.0%	(=) 1 0.5%
(2) 消費税率の引き上げと使途・軽減税率				
【問15】 消費税率の引き上げの是非、引き上げ幅 将来的に消費税率は、どの程度の税率が妥当と考えますか。				
(注) ここでの「将来的」とは、現在よりも高齢化率が高まる2030年頃を想定しております。 (参考：標準税率2015年1月現在) 10%韓国, オーストラリア, インドネシア 16%メキシコ, 17%中国, 18%イスラエル, トルコ 19%ドイツ, 20%イギリス, フランス, オーストリア, 21%ベルギー, スペイン, オランダ 22%イタリア, 23%ギリシャ, アイルランド, ポルトガル, ポーランド 24%フィンランド, ルーマニア, 25%スウェーデン, デンマーク, ノルウエー				
イ) 現状維持 (8%)	(イ) 9 7.6%	(イ) 0 0.0%	(イ) 4 12.1%	(イ) 13 6.5%
ロ) 10%	(ロ) 21 17.6%	(ロ) 4 8.3%	(ロ) 5 15.2%	(ロ) 30 15.0%
ハ) 10~13%	(ハ) 14 11.8%	(ハ) 5 10.4%	(ハ) 2 6.1%	(ハ) 21 10.5%
ニ) 13~15%	(=) 26 21.8%	(=) 10 20.8%	(=) 7 21.2%	(=) 43 21.5%
ホ) 15~18%	(ホ) 17 14.3%	(ホ) 10 20.8%	(ホ) 3 9.1%	(ホ) 30 15.0%
ヘ) 20%	(ヘ) 18 15.1%	(ヘ) 14 29.2%	(ヘ) 10 30.3%	(ヘ) 42 21.0%
ト) 20%以上	(ト) 0 0.0%	(ト) 0 0.0%	(ト) 0 0.0%	(ト) 0 0.0%
チ) その他 (具体的にご記入ください)	(チ) 5 4.2%	(チ) 1 2.1%	(チ) 2 6.1%	(チ) 8 4.0%
【問16】 使途及び目的税化				
税制抜本改革法上、消費税率の収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされています。今後、人口減少・高齢者化においては、社会保障費が増加することが見込まれ、その財源として、将来消費税率のさらなる引き上げが必要になる場合には、消費税率の使途をどのように考えますか。				
イ) 社会保障以外の歳出増大を抑制するためにも、使途は限定する必要がある。	(イ) 37 31.1%	(イ) 11 22.9%	(イ) 3 9.1%	(イ) 51 25.5%
ロ) 消費税率の増税を国民に理解してもらうためには、現行の目的税化はやむを得ない。	(ロ) 39 32.8%	(ロ) 23 47.9%	(ロ) 13 39.4%	(ロ) 75 37.5%
ハ) 税の基本からすれば一般税であることが望ましく、使途の硬直化に繋がる危惧があるため目的税化には反対。	(ハ) 35 29.4%	(ハ) 11 22.9%	(ハ) 16 48.5%	(ハ) 62 31.0%
ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(=) 0 0.0%	(=) 0 0.0%	(=) 0 0.0%	(=) 0 0.0%
【問17】 軽減税率の適用				
軽減税率制度が既に立法化されていますが、軽減税率についてどのように考えますか。(複数回答可)				
イ) 軽減税率の対象をさらに拡大する。	(イ) 5 4.2%	(イ) 0 0.0%	(イ) 2 6.1%	(イ) 7 3.5%
ロ) 軽減税率の対象は、現在の取扱いでよい。	(ロ) 18 15.1%	(ロ) 5 10.4%	(ロ) 1 3.0%	(ロ) 24 12.0%
ハ) 新聞の定期購読を軽減税率の対象からはずす。	(ハ) 12 10.1%	(ハ) 4 8.3%	(ハ) 7 21.2%	(ハ) 23 11.5%
ニ) 軽減税率の対象を縮小する。	(=) 11 9.2%	(=) 5 10.4%	(=) 5 15.2%	(=) 21 10.5%
ホ) 軽減税率を廃止する。	(ホ) 65 54.6%	(ホ) 27 56.3%	(ホ) 22 66.7%	(ホ) 114 57.0%
ヘ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヘ) 5 4.2%	(ヘ) 3 6.3%	(ヘ) 1 3.0%	(ヘ) 9 4.5%
(3) インボイス制度				

<p>【問18】 適格請求書等保存方式（インボイス制度） 課税事業者が発行するインボイスに記載された仕入れ税額のみを控除することができる「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が制度化されました。これをどのように考えますか。（複数回答可）</p>							
イ) 軽減税率制度下では、必然的な制度。	(イ) 53 44.5%	(イ) 20 41.7%	(イ) 12 36.4%	(イ) 85 42.5%			
ロ) 事務手続きが複雑になるので、現在制度化されているような簡易な制度が必要。	(ロ) 54 45.4%	(ロ) 22 45.8%	(ロ) 12 36.4%	(ロ) 88 44.0%			
ハ) 小規模事業者には事務負担が大きいので、例外的に現行の帳簿保存制度を残す。	(ハ) 7 5.9%	(ハ) 3 6.3%	(ハ) 6 18.2%	(ハ) 16 8.0%			
ニ) 免税事業者がインボイス制度導入で、取引から排除されないように手当てをする。	(ニ) 13 10.9%	(ニ) 4 8.3%	(ニ) 9 27.3%	(ニ) 26 13.0%			
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ) 4 3.4%	(ホ) 4 8.3%	(ホ) 3 9.1%	(ホ) 11 5.5%			
<p>【問19】 区分記載請求書等保存方式（経過措置）の導入 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入に伴い、その経過措置として簡素な方法による保存方式が制度化されています。負担軽減のための経過措置について、どう考えますか。（複数回答可）</p>							
イ) 零細な個人事業者の多くは、免税事業者であるため、経過措置の期間が経過すると、課税事業者になることができず、取引から排除され、廃業となる可能性があるため、経過措置を継続する。	(イ) 18 15.1%	(イ) 8 16.7%	(イ) 4 12.1%	(イ) 30 15.0%			
ロ) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の確実な導入に向けて、既に示されている一定期間を前提とした経過措置があったほうがよい。	(ロ) 51 42.9%	(ロ) 19 39.6%	(ロ) 13 39.4%	(ロ) 83 41.5%			
ハ) 適格請求書等保存方式の適用を前提として導入することから、経過措置の負担は軽減される。	(ハ) 7 5.9%	(ハ) 3 6.3%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 10 5.0%			
ニ) 区分記載請求書等保存方式（経過措置）と適格請求書等保存方式の2つに対応することになるため事務負担が大きくなるので、経過措置はないほうがよい。	(ニ) 11 9.2%	(ニ) 2 4.2%	(ニ) 6 18.2%	(ニ) 19 9.5%			
ホ) 消費税率の引き上げは2年半延期されたことから、十分な準備期間があるので、経過措置は必要がなく、軽減税率制度導入とともにインボイス制度を導入する。	(ホ) 29 24.4%	(ホ) 11 22.9%	(ホ) 9 27.3%	(ホ) 49 24.5%			
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ) 3 2.5%	(ヘ) 2 4.2%	(ヘ) 3 9.1%	(ヘ) 8 4.0%			
<p>(4) 消費税の転嫁 【問20】 消費税の転嫁について 消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することを予定している税ですが、転嫁の円滑化のためには、どのような対策が有効と考えますか。（複数回答可）</p>							
イ) 国民に対する広報の徹底	(イ) 34 28.6%	(イ) 16 33.3%	(イ) 13 39.4%	(イ) 63 31.5%			
ロ) 消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の作成、周知	(ロ) 59 49.6%	(ロ) 28 58.3%	(ロ) 12 36.4%	(ロ) 99 49.5%			
ハ) 講習会等の開催や相談体制の整備	(ハ) 7 5.9%	(ハ) 6 12.5%	(ハ) 1 3.0%	(ハ) 14 7.0%			
ニ) 不公正な取引の検査、監視の強化	(ニ) 54 45.4%	(ニ) 25 52.1%	(ニ) 14 42.4%	(ニ) 93 46.5%			
ホ) 価格表示に関する業界内の統一基準の策定	(ホ) 28 23.5%	(ホ) 10 20.8%	(ホ) 17 51.5%	(ホ) 55 27.5%			
ヘ) 違法行為に対する情報提供の促進と提供者	(ヘ) 17 14.3%	(ヘ) 8 16.7%	(ヘ) 11 33.3%	(ヘ) 36 18.0%			

の保護 ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト) 2 1.7%	(ト) 2 4.2%	(ト) 1 3.0%	(ト) 5 2.5%
(5) 国境を越えた役務の提供等に対する消費税の課税				
【問21】 電子商取引と消費税課税				
国内外の事業者間における競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信などの電子商取引に消費税が課税されています。				
サービス提供者が国外事業者である場合の課税方式について、事業者向けの取引については、「リバースチャージ方式」(サービスの受け手に納税義務を課す方式)、消費者向けの取引については、国外事業者が申告納税を行う方式です。この制度について、どのように考えますか。(複数回答可)				
イ) 電気通信役務の提供範囲を明確化する。	(イ) 42 35.3%	(イ) 16 33.3%	(イ) 17 51.5%	(イ) 75 37.5%
ロ) 「事業者向け取引」(B to B)、「消費者向け取引」(B to C)との区分を明確化する。	(ロ) 36 30.3%	(ロ) 18 37.5%	(ロ) 12 36.4%	(ロ) 66 33.0%
ハ) 「消費者向け取引」の場合の外国課税事業者の適正な申告と納付。	(ハ) 32 26.9%	(ハ) 14 29.2%	(ハ) 17 51.5%	(ハ) 63 31.5%
ニ) 外国事業者に対しこの制度を周知・徹底する。	(ニ) 38 31.9%	(ニ) 16 33.3%	(ニ) 9 27.3%	(ニ) 63 31.5%
ホ) 事業者に対する、簡素な手続きを拡大する。	(ホ) 39 32.8%	(ホ) 15 31.3%	(ホ) 8 24.2%	(ホ) 62 31.0%
ヘ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヘ) 1 0.8%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 2 6.1%	(ヘ) 3 1.5%
2. 法人税				
(1) 法人実効税率と課税ベース				
【問22】 成長志向の法人税改革				
法人課税については、平成27年度、平成28年度改正にわたり、「成長志向の法人税改革」として、税収中立の下で、課税ベースを拡大しつつ、実効税率の引き下げが図られました。これについて、どう考えますか。				
イ) 経済成長と財政再建の両方を実現するために、必要不可欠な改革であり、更に推進する。	(イ) 30 25.2%	(イ) 9 18.8%	(イ) 13 39.4%	(イ) 52 26.0%
ロ) 課税ベースをこれ以上広げることは、正常な企業活動を阻害する可能性があるため、現状を維持。	(ロ) 29 24.4%	(ロ) 9 18.8%	(ロ) 7 21.2%	(ロ) 45 22.5%
ハ) 税収中立の下での改革には限界があり、国際イコールフットINGの観点から、実質的な税負担の軽減を目指す。	(ハ) 52 43.7%	(ハ) 25 52.1%	(ハ) 13 39.4%	(ハ) 90 45.0%
ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ) 1 0.8%	(ニ) 2 4.2%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 3 1.5%
【問23】 実効税率と企業行動				
我が国の法人実効税率は、ドイツ並みに引き下げられました。下記のように諸外国と比較して、税率に差異がある場合に、企業行動にどのような影響を与えますか。(複数回答可)				
(参考) 法人の実効税率 (2016.4月現在) 日本29.97% (国税+地方税)、アメリカ40.75%、フランス33.33%、ドイツ29.72%、イギリス20.00%、中国25.00%、韓国24.20%				
(注) 日本の法人実効税率は、平成28・29年度適用の税率 (27年度は32.11%)。上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。国・地方を通じた実効税率【東京都				

ベース】(平成27年度33.06%)は、平成28・29年度：30.86%(▲2.20%)、平成30年度：30.62%(▲2.44%)												
イ)日本の法人実効税率は、日本企業の配当、財務体質、株価ひいては「企業価値」に影響を与え、企業活力を弱める原因となっている。	(イ)	27	22.7%	(イ)	11	22.9%	(イ)	6	18.2%	(イ)	44	22.0%
ロ)国際的に見て法人実効税率が、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている。	(ロ)	56	47.1%	(ロ)	26	54.2%	(ロ)	9	27.3%	(ロ)	91	45.5%
ハ)本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合には、法人実効税率が判断の重要な要素の一つとなっている。	(ハ)	32	26.9%	(ハ)	13	27.1%	(ハ)	11	33.3%	(ハ)	56	28.0%
ニ)外国企業が日本に進出するに当たっては、日本の法人実効税率は日本への投資の障害の一つの要素となっている。	(ニ)	42	35.3%	(ニ)	25	52.1%	(ニ)	12	36.4%	(ニ)	79	39.5%
ホ)企業行動では、法人実効税率の高さも重要な判断要素の1つとなるが、市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等多くの要素を総合的に勘案しており、法人実効税率が少し高いからと言っても大きな障害とはならない。	(ホ)	30	25.2%	(ホ)	14	29.2%	(ホ)	11	33.3%	(ホ)	55	27.5%
ヘ)その他(具体的にご記入ください)	(ヘ)	2	1.7%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	1	3.0%	(ヘ)	3	1.5%
【問24】 法人税の企業への影響の変化												
ここ数年において(10年前と比較して)、企業行動における、法人税の影響は高まったと感じますか。												
イ)影響が高まっている。	(イ)	73	61.3%	(イ)	32	66.7%	(イ)	14	42.4%	(イ)	119	59.5%
ロ)影響に変化はない。	(ロ)	37	31.1%	(ロ)	14	29.2%	(ロ)	14	42.4%	(ロ)	65	32.5%
ハ)影響が低下している。	(ハ)	2	1.7%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	3	9.1%	(ハ)	5	2.5%
ニ)その他(具体的にご記入ください)	(ニ)	1	0.8%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	2	6.1%	(ニ)	3	1.5%
【問25】 法人実効税率の水準について												
平成28年度税制改正において、法人税率と法人事業税所得割の税率がさらに引き下げられ、法人実効税率は平成28・29年度には29.97%、平成30年度29.74%となりました(平成26年度は34.62%、平成27年度は32.11%)。日本の法人実効税率の引き下げについてどのように考えますか。(複数回答可)												
イ)主要アジア諸国との国際競争の調和が取れる水準(法人実効税率25%程度)まで引き下げる。	(イ)	36	30.3%	(イ)	17	35.4%	(イ)	10	30.3%	(イ)	63	31.5%
ロ)当面は欧州並み(30%弱)に引き下げられたので、今後の動向を踏まえて段階的に引き下げることを検討する。	(ロ)	61	51.3%	(ロ)	26	54.2%	(ロ)	12	36.4%	(ロ)	99	49.5%
ハ)欧州諸国との国際競争の調和が取れる水準(法人実効税率30%弱)となったので、現行水準でよい。	(ハ)	18	15.1%	(ハ)	4	8.3%	(ハ)	11	33.3%	(ハ)	33	16.5%
ニ)財政状況の悪化抑制・改善のために莫大な財源が必要となることを考えると、法人実効税率を引き上げてよい。	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%
ホ)その他(具体的にご記入ください)	(ホ)	3	2.5%	(ホ)	1	2.1%	(ホ)	1	3.0%	(ホ)	5	2.5%
【問26】 課税ベースの拡大												
税制改正において、法人税率の引き下げに合わせて、課税ベースが拡大されてきています。また、国際的にも法人税率の引き下げとともに、課税ベースの拡大や他の税目での税収確保が行われています。課税ベースのあり方をどのように考えま												

すか。(複数回答可)												
イ) 我が国は、海外と比較して政策減税の割合は少なく、成長分野の育成のためには、もっと積極的に政策減税を行なうべきであり、課税ベースが狭くなることもやむを得ない。	(イ)	9	7.6%	(イ)	5	10.4%	(イ)	4	12.1%	(イ)	18	9.0%
ロ) 過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは広がっており、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、さらに課税ベースを広げることは好ましくない。	(ロ)	45	37.8%	(ロ)	21	43.8%	(ロ)	13	39.4%	(ロ)	79	39.5%
ハ) 税率を引き下げ場合には、財政状況にも鑑みて、課税ベースを広げることもやむを得ない。	(ハ)	31	26.1%	(ハ)	6	12.5%	(ハ)	11	33.3%	(ハ)	48	24.0%
ニ) 租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げる。	(ニ)	41	34.5%	(ニ)	21	43.8%	(ニ)	14	42.4%	(ニ)	76	38.0%
ホ) 期限の定めのある政策税制は、原則として期限到来時に廃止するべきである。	(ホ)	7	5.9%	(ホ)	3	6.3%	(ホ)	7	21.2%	(ホ)	17	8.5%
ヘ) 租税特別措置によるメリットは、特定の業界に偏っていることが、課税の公平原則に反するため、法人実効税率を下げるに際して、廃止をする。	(ヘ)	14	11.8%	(ヘ)	5	10.4%	(ヘ)	6	18.2%	(ヘ)	25	12.5%
ト) その他(具体的にご記入ください)	(ト)	5	4.2%	(ト)	2	4.2%	(ト)	1	3.0%	(ト)	8	4.0%
【問27】 受取配当益金不算入												
法人が受取る配当については、持ち株割合が3分の1超の株式配当の場合はその全額、3分の1以下5%超の場合はその50%、5%以下の場合にはその20%を益金不算入となっています。受取配当等の益金不算入制度についてどのように考えますか。												
イ) 支配関係を目的とした株式保有と資産運用を目的とした株式保有とは明確に異なることから、後者に対する現行制度の受取配当の益金不算入はやむを得ない。	(イ)	16	13.4%	(イ)	1	2.1%	(イ)	13	39.4%	(イ)	30	15.0%
ロ) 受取配当等は経済的二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり、受取配当を益金算入することは法人税法の在り方にかかわる問題であり、慎重に扱う。	(ロ)	79	66.4%	(ロ)	39	81.3%	(ロ)	14	42.4%	(ロ)	132	66.0%
ハ) 欧米諸国と比較して、資産保有株式に対する受取配当については、現行でも日本は二重課税となっているので、これ以上に縮小することには反対である。	(ハ)	18	15.1%	(ハ)	6	12.5%	(ハ)	5	15.2%	(ハ)	29	14.5%
ニ) その他(具体的にご記入ください)	(ニ)	4	3.4%	(ニ)	2	4.2%	(ニ)	1	3.0%	(ニ)	7	3.5%
【問28】 繰越欠損金の損金算入の見直し												
大企業が所得から控除できる繰越欠損金の損金算入割合が引き下げ(平成27年度に所得の65%、28年度60%、29年度55%、30年度50%)られました。日本企業の特質として赤字企業が極めて大きな割合を占めています。このような繰越欠損金の損金算入制度についてどのように考えますか。(複数回答可)												
イ) 企業は継続することが前提であるので、繰越欠損金は所得の金額と通算する。	(イ)	69	58.0%	(イ)	32	66.7%	(イ)	14	42.4%	(イ)	115	57.5%
ロ) 繰越欠損金について、現行制度(所得の50%までの損金算入限度)はやむを得ない。	(ロ)	20	16.8%	(ロ)	6	12.5%	(ロ)	7	21.2%	(ロ)	33	16.5%
ハ) 長期間での税負担の平準化を図る観点から、	(ハ)	23	19.3%	(ハ)	12	25.0%	(ハ)	6	18.2%	(ハ)	41	20.5%

欠損金の繰越期間は超長期間にする。この場合立証責任は納税者に転換されてもやむを得ない。												
ニ) 欠損金の繰越期間は10年となったが、会社法等の帳簿保存期間の規定が10年であることなどから妥当である。	(ニ)	12	10.1%	(ニ)	3	6.3%	(ニ)	12	36.4%	(ニ)	27	13.5%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	8	6.7%	(ホ)	5	10.4%	(ホ)	2	6.1%	(ホ)	15	7.5%
【問29】 減価償却制度の見直し												
機械装置の減価償却方法は、定額法と200%定率法の選択適用が認められています。法人実効税率が引き下げられる場合には、その財源確保として減価償却制度の見直しを行うことが国際的な動きとなっています。200%定率法を廃止し、定額法にするという考えについてはどのように考えますか。												
イ) 機械装置を耐用年数の期間にわたって均等に費用配分することは合理的な方法であり、法人税率の引き下げの財源確保として、やむを得ない。	(イ)	54	45.4%	(イ)	18	37.5%	(イ)	11	33.3%	(イ)	83	41.5%
ロ) 機械装置は経年経過とともに、修繕費用が通増することから、減価償却費と修繕費の合計額で費用配分が均等になるように費用配分すべきであり、200%定率法をもっと緩やかなものにすればよい。	(ロ)	5	4.2%	(ロ)	2	4.2%	(ロ)	8	24.2%	(ロ)	15	7.5%
ハ) 機械装置は、技術進歩の進展に合わせて、早期に費用を回収し、さらなる設備投資等をしていくことが重要であり、現在の200%定率法は継続する。	(ハ)	51	42.9%	(ハ)	24	50.0%	(ハ)	12	36.4%	(ハ)	87	43.5%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	5	4.2%	(ニ)	3	6.3%	(ニ)	2	6.1%	(ニ)	10	5.0%
【問30】 中小法人税制の見直し												
法人税法上、中小法人は資本金が1億円以下の法人をいい、全法人の99%が該当します。中小法人については多くの税制上の特例措置がなされています。中小法人に対する法人税率（国税）は、原則23.4%（平成28、29年度）ですが、800万円以下の所得に対しては軽減税率19%が適用、さらに租税特別措置により15%に軽減されています。中小法人であっても、多額の所得を得ながら中小企業向けの優遇措置を受けているなどの指摘（会計検査院）があり、中小法人の範囲、税率、税制上の特例措置について見直すことが検討されています。これをどのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 中小法人は、地域の経済社会・雇用を支える重要な存在であり、赤字企業が多い中で、課税強化には、慎重を要する。	(イ)	26	21.8%	(イ)	7	14.6%	(イ)	12	36.4%	(イ)	45	22.5%
ロ) 会計検査院が指摘するように、高所得の中小法人が税制上の特例を受けていることは見直す。	(ロ)	71	59.7%	(ロ)	27	56.3%	(ロ)	17	51.5%	(ロ)	115	57.5%
ハ) 中小法人の軽減税率15%は個人所得税の超過累進税率との比較においても低いことから、見直す。	(ハ)	13	10.9%	(ハ)	1	2.1%	(ハ)	6	18.2%	(ハ)	20	10.0%
ニ) 中小法人と個人事業者との選択に税制上の歪みが生じないように税制を見直す。	(ニ)	32	26.9%	(ニ)	15	31.3%	(ニ)	11	33.3%	(ニ)	58	29.0%
ホ) 中小法人の要件を見直す。	(ホ)	20	16.8%	(ホ)	7	14.6%	(ホ)	8	24.2%	(ホ)	35	17.5%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	2	1.7%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	1	3.0%	(ヘ)	3	1.5%

<p>【問31】 法人事業税・固定資産税の損金不算入 法人事業税や固定資産税は、所得から納付する法人税や法人住民税と異なり、事業に直接関連する税として費用性があることから、その税の性質上損金算入されています。地方財源を安定的に確保する観点やドイツでの営業税（地方税）の損金不算入の例から、地方税の損金算入の見直しの議論があります。これをどのように考えますか。</p>				
<p>イ) 法人事業税や固定資産税は、事業に直接関係する税の性格上損金算入となっているものであり、これらを損金不算入とすることは、法人税の実効税率引き上げを意味しており、反対。</p>	(イ) 77 64.7%	(イ) 33 68.8%	(イ) 20 60.6%	(イ) 130 65.0%
<p>ロ) 法人事業税・固定資産税の損金算入を検討する場合には、租税に関連する項目それぞれについて、損金算入の在り方を抜本的に検討することが必要であり、財源確保のため、部分的に特定の税目を損金不算入とすることは困難。</p>	(ロ) 25 21.0%	(ロ) 9 18.8%	(ロ) 9 27.3%	(ロ) 43 21.5%
<p>ハ) 法人事業税のうち所得割に対応する部分は、法人税等と同じ考え方で損金不算入とすることも考えられる。</p>	(ハ) 8 6.7%	(ハ) 2 4.2%	(ハ) 4 12.1%	(ハ) 14 7.0%
<p>ニ) その他（具体的にご記入ください） （参考）株式配当及び株式譲渡益課税は問58に、また事業税における外形標準課税は問66にあります。</p>	(ニ) 4 3.4%	(ニ) 3 6.3%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 7 3.5%
<p>【問32】 研究開発支援税制 安倍政権におけるいわゆるアベノミクスにおいては、民間の潜在力を最大限発揮させ、民間投資の喚起を図ることによって、「強い経済」、「成長による富の創出」を実現しようとしています。このため、研究開発の促進、イノベーションの基盤強化が何より重要な政策になっています。研究開発支援税制について、どのように考えますか。（複数回答可）</p>				
<p>（注）平成27年度税制改正においては、控除限度額の総枠は法人税額の30%を維持しつつ、特別試験研究費について控除税額の上限が別枠化(5%)され、特別試験研究費の範囲が拡充されるとともに、税額控除率が20%又は30%に引き上げられました。平成29年度税制改正においては、本税制の抜本の見直しが議論される模様となっております。</p>				
<p>イ) 研究開発支援税制は、我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、「成長による富の創出」のために積極的に拡充する。</p>	(イ) 44 37.0%	(イ) 19 39.6%	(イ) 14 42.4%	(イ) 77 38.5%
<p>ロ) 研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、本則化し恒久的な税制とする。</p>	(ロ) 57 47.9%	(ロ) 28 58.3%	(ロ) 12 36.4%	(ロ) 97 48.5%
<p>ハ) 研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり、継続する。</p>	(ハ) 52 43.7%	(ハ) 18 37.5%	(ハ) 17 51.5%	(ハ) 87 43.5%
<p>ニ) 研究開発支援税制は、特別な措置期間が経過すれば、初期の目的を終えたことから廃止する。</p>	(ニ) 6 5.0%	(ニ) 3 6.3%	(ニ) 2 6.1%	(ニ) 11 5.5%
<p>ホ) 研究開発税支援税制によるメリットは特定</p>	(ホ) 5 4.2%	(ホ) 1 2.1%	(ホ) 2 6.1%	(ホ) 8 4.0%

の業種に偏っているため課税の公平原則に反するから廃止する。							
へ) その他 (具体的にご記入ください)	(へ) 0 0.0%	(へ) 0 0.0%	(へ) 2 6.1%	(へ) 2 1.0%			
【問33】 パテントボックス税制							
パテントボックス税制について、BEPS最終報告書では、現行の各国の措置は有害税制と判断され、既存の優遇税制は停止、廃止する一方、新たな基準に基づく税制は国際的に認められることとなります。							
新しい基準に基づくパテントボックス税制の日本への導入について、どのように考えますか。(複数回答可)							
イ) 日本での知的財産活動は重要であり、国際的基準に適合したパテントボックス税制を日本にも導入する。	(イ) 30 25.2%	(イ) 8 16.7%	(イ) 14 42.4%	(イ) 52 26.0%			
ロ) 現行の有害税制から国際的に許容される税制に見直すとされたが、その内容が必ずしも明確なものでないため諸外国の導入等を参考として、今後検討する。	(ロ) 61 51.3%	(ロ) 34 70.8%	(ロ) 15 45.5%	(ロ) 110 55.0%			
ハ) 知的財産活動については、既に研究開発税制等支出時での特別措置があるので、その調整をする必要がある。	(ハ) 15 12.6%	(ハ) 3 6.3%	(ハ) 5 15.2%	(ハ) 23 11.5%			
ニ) パテントボックス税制の導入に伴って、研究開発税制が見直されるのであれば、パテントボックス税制には反対である。	(ニ) 18 15.1%	(ニ) 6 12.5%	(ニ) 4 12.1%	(ニ) 28 14.0%			
ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(ホ) 2 1.7%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 2 1.0%			
【問34】 地方創生・地方拠点強化税制							
地方創生・地方拠点強化のため、地方にある企業の本社機能等を強化する支援措置(拡充型)、また東京23区から地方への移転の場合には拡充型より厚い支援措置(移転型)が導入されています。平成28年度税制改正により、企業版ふるさと納税が創設され、地域の特定の事業に対する企業の寄付について、約6割の負担が軽減されます。また、雇用促進税制について、一定の調整措置を講じた上で、所得拡大促進税制との併用を可能とする支援措置が取られています。							
このような地方創生応援税制・地方拠点強化税制について、どのようにお考えですか。							
イ) ITの時代、本社機能を東京等の大都市圏においておく必要はなく、地方分散効果は大きい。	(イ) 5 4.2%	(イ) 1 2.1%	(イ) 5 15.2%	(イ) 11 5.5%			
ロ) 税制上の措置があるので、そのインセンティブが大きい企業には地方分散効果が大きいですが、そうでない企業にとっては地方分散効果は小さいなどケースバイケースである。	(ロ) 61 51.3%	(ロ) 27 56.3%	(ロ) 13 39.4%	(ロ) 101 50.5%			
ハ) 人口減少時代に、地方において企業が必要とする有能な人材やインフラ環境が必ずしも整備されておらず、地方分散効果は小さい。	(ハ) 19 16.0%	(ハ) 8 16.7%	(ハ) 7 21.2%	(ハ) 34 17.0%			
ニ) グローバルな時代に、集積のメリットがあるのは東京をはじめ大都市圏であり、大企業にとって、地方分散効果は少ない。	(ニ) 24 20.2%	(ニ) 9 18.8%	(ニ) 6 18.2%	(ニ) 39 19.5%			
ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(ホ) 3 2.5%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 1 3.0%	(ホ) 4 2.0%			
(2) 法人関連税制							
【問35】 法人関連税制による改正							
グローバル化の急速な展開のもとで既存の税制(税率を除く)について不断の点検・見直しを行							

っていく必要がありますが、現在最も見直すべきものはどれでしょうか。(複数回答可)												
イ) 連結納税	(イ)	30	25.2%	(イ)	16	33.3%	(イ)	7	21.2%	(イ)	53	26.5%
ロ) 組織再編税制	(ロ)	20	16.8%	(ロ)	4	8.3%	(ロ)	8	24.2%	(ロ)	32	16.0%
ハ) 100%グループ税制	(ハ)	17	14.3%	(ハ)	3	6.3%	(ハ)	6	18.2%	(ハ)	26	13.0%
ニ) 役員給与等	(ニ)	15	12.6%	(ニ)	7	14.6%	(ニ)	12	36.4%	(ニ)	34	17.0%
ホ) 減価償却における損金経理要件	(ホ)	21	17.6%	(ホ)	10	20.8%	(ホ)	5	15.2%	(ホ)	36	18.0%
ヘ) 貸倒引当金制度	(ヘ)	8	6.7%	(ヘ)	3	6.3%	(ヘ)	6	18.2%	(ヘ)	17	8.5%
ト) 受取配当の益金不算入割合	(ト)	44	37.0%	(ト)	24	50.0%	(ト)	5	15.2%	(ト)	73	36.5%
チ) 欠損金の繰越・繰戻	(チ)	39	32.8%	(チ)	23	47.9%	(チ)	10	30.3%	(チ)	72	36.0%
リ) 欠損金の使用制限(65%, 50%)	(リ)	43	36.1%	(リ)	24	50.0%	(リ)	10	30.3%	(リ)	77	38.5%
ス) 企業年金等の積立金に係る特別法人税	(ス)	18	15.1%	(ス)	12	25.0%	(ス)	2	6.1%	(ス)	32	16.0%
ル) 事業体課税	(ル)	9	7.6%	(ル)	5	10.4%	(ル)	9	27.3%	(ル)	23	11.5%
ヲ) 租税条約	(ヲ)	21	17.6%	(ヲ)	7	14.6%	(ヲ)	3	9.1%	(ヲ)	31	15.5%
ワ) 帰属主義(国内源泉所得・国外源泉所得)	(ワ)	10	8.4%	(ワ)	3	6.3%	(ワ)	3	9.1%	(ワ)	16	8.0%
カ) 移転価格税制	(カ)	43	36.1%	(カ)	22	45.8%	(カ)	7	21.2%	(カ)	72	36.0%
ヨ) 外国子会社合算税制(タックスヘイブン税制)	(ヨ)	48	40.3%	(ヨ)	16	33.3%	(ヨ)	7	21.2%	(ヨ)	71	35.5%
タ) 国際的組織再編税制	(タ)	21	17.6%	(タ)	9	18.8%	(タ)	8	24.2%	(タ)	38	19.0%
レ) 過少資本対策税制, 過大支払利子等	(レ)	3	2.5%	(レ)	0	0.0%	(レ)	1	3.0%	(レ)	4	2.0%
ソ) その他(具体的にご記入ください)	(ソ)	5	4.2%	(ソ)	2	4.2%	(ソ)	2	6.1%	(ソ)	9	4.5%
【問36】 連結納税制度の改正												
各企業の連結グループをベースとした運営が強化される中で、連結納税制度について最も優先度の高い改正項目はどれでしょうか。(複数回答可)												
イ) 連結子会社の連結前欠損金の持込制限の廃止	(イ)	75	63.0%	(イ)	30	62.5%	(イ)	9	27.3%	(イ)	114	57.0%
ロ) 適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和	(ロ)	66	55.5%	(ロ)	29	60.4%	(ロ)	17	51.5%	(ロ)	112	56.0%
ハ) 資産の譲渡に係る特別控除額の引き上げ	(ハ)	3	2.5%	(ハ)	1	2.1%	(ハ)	4	12.1%	(ハ)	8	4.0%
ニ) 投資修正適用範囲の見直し	(ニ)	4	3.4%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	4	12.1%	(ニ)	8	4.0%
ホ) 法人事業税, 法人住民税への導入	(ホ)	46	38.7%	(ホ)	19	39.6%	(ホ)	11	33.3%	(ホ)	76	38.0%
ヘ) 連結納税制度の取りやめ条件の緩和	(ヘ)	23	19.3%	(ヘ)	9	18.8%	(ヘ)	4	12.1%	(ヘ)	36	18.0%
ト) その他(具体的にご記入ください)	(ト)	4	3.4%	(ト)	5	10.4%	(ト)	1	3.0%	(ト)	10	5.0%
(3) 企業会計と法人税法との乖離												
【問37】 企業会計と法人税法との乖離												
企業会計の国際会計基準への移行への動きに伴い企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされていますが、次の項目のうち乖離が大きくなると思われるのはどの項目と考えますか。(複数回答可)												
イ) 棚卸資産	(イ)	9	7.6%	(イ)	3	6.3%	(イ)	2	6.1%	(イ)	14	7.0%
ロ) 収益認識基準	(ロ)	53	44.5%	(ロ)	26	54.2%	(ロ)	12	36.4%	(ロ)	91	45.5%
ハ) リース取引	(ハ)	13	10.9%	(ハ)	5	10.4%	(ハ)	3	9.1%	(ハ)	21	10.5%
ニ) 工事契約	(ニ)	7	5.9%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	8	4.0%
ホ) 有形固定資産	(ホ)	46	38.7%	(ホ)	25	52.1%	(ホ)	1	3.0%	(ホ)	72	36.0%
ヘ) 資産の減損	(ヘ)	58	48.7%	(ヘ)	22	45.8%	(ヘ)	16	48.5%	(ヘ)	96	48.0%
ト) 無形資産	(ト)	24	20.2%	(ト)	15	31.3%	(ト)	13	39.4%	(ト)	52	26.0%
チ) 金融商品	(チ)	25	21.0%	(チ)	12	25.0%	(チ)	6	18.2%	(チ)	43	21.5%
リ) 関連会社投資, 投資不動産	(リ)	12	10.1%	(リ)	2	4.2%	(リ)	4	12.1%	(リ)	18	9.0%
ス) 退職給付	(ス)	29	24.4%	(ス)	9	18.8%	(ス)	13	39.4%	(ス)	51	25.5%
ル) 引当金, 偶発債務, 偶発資産	(ル)	41	34.5%	(ル)	13	27.1%	(ル)	13	39.4%	(ル)	67	33.5%
ヲ) 企業結合	(ヲ)	14	11.8%	(ヲ)	12	25.0%	(ヲ)	4	12.1%	(ヲ)	30	15.0%

ワ) 負債と資本との区分	(ワ)	4	3.4%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	7	21.2%	(ワ)	11	5.5%
カ) 非上場企業会計	(カ)	4	3.4%	(カ)	0	0.0%	(カ)	5	15.2%	(カ)	9	4.5%
ヨ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヨ)	4	3.4%	(ヨ)	1	2.1%	(ヨ)	2	6.1%	(ヨ)	7	3.5%
【問38】 確定決算主義 確定決算主義との関連についてどのように考えますか。												
イ) 企業会計と税務会計の乖離が拡大し、事務処理が一層煩雑になっていることから、確定決算主義を廃止する。	(イ)	14	11.8%	(イ)	7	14.6%	(イ)	4	12.1%	(イ)	25	12.5%
ロ) 所得計算の妥当性を確保しつつ納税コストを節約する観点から、確定決算主義を維持する。	(ロ)	27	22.7%	(ロ)	11	22.9%	(ロ)	20	60.6%	(ロ)	58	29.0%
ハ) 実務的に対応が困難な点については、損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行う。	(ハ)	71	59.7%	(ハ)	27	56.3%	(ハ)	9	27.3%	(ハ)	107	53.5%
ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ)	2	1.7%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	2	1.0%
(4) 税制の予測可能性												
【問39】 租税制度と実務との間の予測可能性 租税制度の実務上の取り扱いにおいて、特に、不透明であったり、予測可能性に問題のある領域がありますか。(複数回答可)												
イ) 100%グループ税制	(イ)	7	5.9%	(イ)	0	0.0%	(イ)	5	15.2%	(イ)	12	6.0%
ロ) 国内組織再編税制	(ロ)	21	17.6%	(ロ)	5	10.4%	(ロ)	12	36.4%	(ロ)	38	19.0%
ハ) 連結納税制度	(ハ)	8	6.7%	(ハ)	3	6.3%	(ハ)	6	18.2%	(ハ)	17	8.5%
ニ) 事業体課税	(ニ)	8	6.7%	(ニ)	3	6.3%	(ニ)	13	39.4%	(ニ)	24	12.0%
ホ) 役員給与等	(ホ)	6	5.0%	(ホ)	1	2.1%	(ホ)	7	21.2%	(ホ)	14	7.0%
ヘ) 欠損金の繰越・繰戻し	(ヘ)	6	5.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	3	9.1%	(ヘ)	9	4.5%
ト) 解散・清算の税務	(ト)	7	5.9%	(ト)	1	2.1%	(ト)	4	12.1%	(ト)	12	6.0%
チ) 国内源泉所得・国外源泉所得	(チ)	14	11.8%	(チ)	4	8.3%	(チ)	5	15.2%	(チ)	23	11.5%
リ) 恒久的施設 (PE)	(リ)	37	31.1%	(リ)	17	35.4%	(リ)	7	21.2%	(リ)	61	30.5%
ス) 無形資産	(ス)	18	15.1%	(ス)	11	22.9%	(ス)	10	30.3%	(ス)	39	19.5%
ル) 外国税額控除制度	(ル)	14	11.8%	(ル)	3	6.3%	(ル)	1	3.0%	(ル)	18	9.0%
ヲ) タックスハイブン税制	(ヲ)	45	37.8%	(ヲ)	20	41.7%	(ヲ)	11	33.3%	(ヲ)	76	38.0%
ワ) 移転価格税制	(ワ)	67	56.3%	(ワ)	34	70.8%	(ワ)	19	57.6%	(ワ)	120	60.0%
カ) 国際的な組織再編税制	(カ)	39	32.8%	(カ)	14	29.2%	(カ)	14	42.4%	(カ)	67	33.5%
ヨ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヨ)	6	5.0%	(ヨ)	1	2.1%	(ヨ)	1	3.0%	(ヨ)	8	4.0%
3. 国際課税												
【問40】 租税条約 近年、租税条約について、多数の条約の改定や租税協定が締結されるなど国際的な税務当局間のネットワークの拡充が進展しています。租税条約について、優先度の高い改善項目はどれでしょうか。(複数回答可)												
イ) 投資交流の活発化が見込まれる国々との租税条約の締結、改正の一層促進	(イ)	47	39.5%	(イ)	19	39.6%	(イ)	8	24.2%	(イ)	74	37.0%
ロ) 移転価格税制の適用による二重課税の解消を図るため、租税条約の締結、改正の一層の促進	(ロ)	63	52.9%	(ロ)	28	58.3%	(ロ)	13	39.4%	(ロ)	104	52.0%
ハ) 投資促進のため、源泉税の免除等の促進	(ハ)	58	48.7%	(ハ)	27	56.3%	(ハ)	8	24.2%	(ハ)	93	46.5%
ニ) 各国との租税条約に仲裁制度を促進	(ニ)	30	25.2%	(ニ)	15	31.3%	(ニ)	12	36.4%	(ニ)	57	28.5%
ホ) 各国との税務行政執行共助 (情報交換を含む) の一層の促進	(ホ)	8	6.7%	(ホ)	3	6.3%	(ホ)	9	27.3%	(ホ)	20	10.0%
ヘ) 多国間租税条約の促進	(ヘ)	14	11.8%	(ヘ)	2	4.2%	(ヘ)	5	15.2%	(ヘ)	21	10.5%

ト) 租税条約の適用手続きの簡素化	(ト) 38 31.9%	(ト) 20 41.7%	(ト) 9 27.3%	(ト) 67 33.5%
チ) 租税条約の濫用を防止するための規定の整備	(チ) 6 5.0%	(チ) 4 8.3%	(チ) 9 27.3%	(チ) 19 9.5%
リ) 多様な事業体・投資媒体に関する取扱いの明確化	(リ) 4 3.4%	(リ) 1 2.1%	(リ) 14 42.4%	(リ) 19 9.5%
ヌ) 相互協議の効果的实施	(ヌ) 29 24.4%	(ヌ) 17 35.4%	(ヌ) 9 27.3%	(ヌ) 55 27.5%
ル) その他 (具体的にご記入ください)	(ル) 4 3.4%	(ル) 2 4.2%	(ル) 0 0.0%	(ル) 6 3.0%
【問41】 移転価格税制 BEPS 最終報告書を踏まえ、移転価格税制にも文書化や無形資産に係る事項を中心に見直しを検討され、一部は平成28年度改正に反映されています。我が国の移転価格税制について、今後改正すべき項目はどれでしょうか。(複数回答可)				
イ) 経済実態を踏まえたガイドライン等の充実	(イ) 53 44.5%	(イ) 28 58.3%	(イ) 11 33.3%	(イ) 92 46.0%
ロ) 事前確認制度、事前相談体制の強化	(ロ) 38 31.9%	(ロ) 23 47.9%	(ロ) 10 30.3%	(ロ) 71 35.5%
ハ) 相互協議の円滑な推進	(ハ) 44 37.0%	(ハ) 23 47.9%	(ハ) 12 36.4%	(ハ) 79 39.5%
ニ) 価格算定文書の明確化について、企業の負荷が軽減されるように、効果的な資料の公表	(ニ) 68 57.1%	(ニ) 25 52.1%	(ニ) 12 36.4%	(ニ) 105 52.5%
ホ) 国別報告書、マスターファイル及びローカルファイルに記載すべき内容の具体化、明確化	(ホ) 45 37.8%	(ホ) 15 31.3%	(ホ) 9 27.3%	(ホ) 69 34.5%
ヘ) 独立企業間価格幅の取扱いの明確化、透明化	(ヘ) 31 26.1%	(ヘ) 10 20.8%	(ヘ) 14 42.4%	(ヘ) 55 27.5%
ト) シークレットコンパラブルに対する開示手続きを定めること	(ト) 15 12.6%	(ト) 3 6.3%	(ト) 8 24.2%	(ト) 26 13.0%
チ) 国外関連者基準50%以上を50%超に見直し	(チ) 36 30.3%	(チ) 19 39.6%	(チ) 9 27.3%	(チ) 64 32.0%
リ) 無形資産に関する取扱いの明確化	(リ) 36 30.3%	(リ) 13 27.1%	(リ) 15 45.5%	(リ) 64 32.0%
ヌ) 費用分担取決め(費用分担契約)に関する取扱いの明確化	(ヌ) 14 11.8%	(ヌ) 3 6.3%	(ヌ) 7 21.2%	(ヌ) 24 12.0%
ル) 役務提供取引に関する取扱いの明確化	(ル) 21 17.6%	(ル) 4 8.3%	(ル) 8 24.2%	(ル) 33 16.5%
ヲ) 将来収益の割引現在価値計算を用いた価格算定方法(DCF法)の整備と明確化	(ヲ) 9 7.6%	(ヲ) 2 4.2%	(ヲ) 8 24.2%	(ヲ) 19 9.5%
ワ) 所得相応性基準の整備と明確化	(ワ) 7 5.9%	(ワ) 1 2.1%	(ワ) 8 24.2%	(ワ) 16 8.0%
カ) 例外的に取引を否認する規定の導入	(カ) 2 1.7%	(カ) 0 0.0%	(カ) 3 9.1%	(カ) 5 2.5%
ヨ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヨ) 5 4.2%	(ヨ) 3 6.3%	(ヨ) 1 3.0%	(ヨ) 9 4.5%
【問42】 移転価格税制 (国別報告書について) 平成28年度改正で国別報告書等の作成が義務づけられました。これらに関する今後の実務に関連してどのような要望や懸念をお持ちですか。(複数回答可)				
イ) 法制化実施前に、納税者へのさらなるヒアリングと要望の聞き取りをし実態に即した制度とすること	(イ) 29 24.4%	(イ) 17 35.4%	(イ) 6 18.2%	(イ) 52 26.0%
ロ) 事務運営指針、ガイドライン等の早期公開と説明会の実施	(ロ) 56 47.1%	(ロ) 25 52.1%	(ロ) 15 45.5%	(ロ) 96 48.0%
ハ) 行政当局及び納税者の事務負担の軽減に配慮	(ハ) 89 74.8%	(ハ) 38 79.2%	(ハ) 16 48.5%	(ハ) 143 71.5%
ニ) 各国実施状況のモニタリングメカニズムの策定と確実な実施	(ニ) 23 19.3%	(ニ) 12 25.0%	(ニ) 6 18.2%	(ニ) 41 20.5%
ホ) 紛争解決手続きの確立と適切な実施	(ホ) 17 14.3%	(ホ) 7 14.6%	(ホ) 12 36.4%	(ホ) 36 18.0%
ヘ) 相談体制の充実	(ヘ) 15 12.6%	(ヘ) 2 4.2%	(ヘ) 8 24.2%	(ヘ) 25 12.5%
ト) 各国の税務当局における企業秘密に対する漏洩防止の徹底	(ト) 41 34.5%	(ト) 20 41.7%	(ト) 13 39.4%	(ト) 74 37.0%
チ) その他 (具体的にご記入下さい)	(チ) 3 2.5%	(チ) 3 6.3%	(チ) 0 0.0%	(チ) 6 3.0%

<p>【問43】 外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）</p> <p>我が国の外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）は、税負担水準が低い（20%未満）外国子会社等の全ての所得について日本の親会社の所得に合算する制度（事業体アプローチ）です。本制度は、適用除外基準を満たす場合には適用されませんが、この場合資産性所得について合算課税の対象（取引アプローチ）となっています。</p> <p>本制度について、今後どのような見直しが望ましいと考えますか。（複数回答可）</p>							
イ) 軽課国の判定基準を20%未満からさらに引き下げ	(イ) 60 50.4%	(イ) 29 60.4%	(イ) 11 33.3%	(イ) 100 50.0%			
ロ) 外国関係会社の所得に課される税の負担が20%未満であるかどうかを個別に判定する事務負担が大きいいため、軽課国を直接指定する制度を創設	(ロ) 59 49.6%	(ロ) 27 56.3%	(ロ) 15 45.5%	(ロ) 101 50.5%			
ハ) 外国関係会社の所得に課される税の負担割合の算定上、一定の非課税所得の範囲の明確化	(ハ) 25 21.0%	(ハ) 11 22.9%	(ハ) 8 24.2%	(ハ) 44 22.0%			
ニ) 国外での適格組織再編成に起因して合算対象とされることのない措置（猶予期間の設定を含む）の導入	(ニ) 20 16.8%	(ニ) 12 25.0%	(ニ) 9 27.3%	(ニ) 41 20.5%			
ホ) 連結納税における子会社の税の負担割合の明確化	(ホ) 11 9.2%	(ホ) 7 14.6%	(ホ) 5 15.2%	(ホ) 23 11.5%			
ヘ) 適用除外子会社の要件である非関連者基準（現行非関連者との取引が50%以上）の緩和	(ヘ) 22 18.5%	(ヘ) 12 25.0%	(ヘ) 6 18.2%	(ヘ) 40 20.0%			
ト) 適用除外基準の緩和（第三国事業者への製造委託を含む）	(ト) 19 16.0%	(ト) 3 6.3%	(ト) 10 30.3%	(ト) 32 16.0%			
チ) 外国子会社合算税制の対象から除外するデミニマス基準の設定	(チ) 14 11.8%	(チ) 7 14.6%	(チ) 5 15.2%	(チ) 26 13.0%			
リ) 事業判定の基準の明確化	(リ) 22 18.5%	(リ) 6 12.5%	(リ) 11 33.3%	(リ) 39 19.5%			
ス) 資産性所得の合算課税対象の明確化（能動所得と受動所得の区分の明確化）	(ス) 17 14.3%	(ス) 6 12.5%	(ス) 8 24.2%	(ス) 31 15.5%			
ル) 外国関係会社の50%超の判断に当たって、少数株主排除要件を導入する。	(ル) 19 16.0%	(ル) 9 18.8%	(ル) 6 18.2%	(ル) 34 17.0%			
ヲ) 外国子会社が複数の国の外国子会社合算税制の適用対象となる場合に生じる二重課税の排除	(ヲ) 14 11.8%	(ヲ) 3 6.3%	(ヲ) 6 18.2%	(ヲ) 23 11.5%			
ワ) 外国子会社合算税制と租税条約との関係の明確化	(ワ) 7 5.9%	(ワ) 1 2.1%	(ワ) 6 18.2%	(ワ) 14 7.0%			
カ) 適用除外基準における業種基準の撤廃	(カ) 10 8.4%	(カ) 4 8.3%	(カ) 3 9.1%	(カ) 17 8.5%			
ヨ) 取引単位での適用除外基準も取り入れる	(ヨ) 3 2.5%	(ヨ) 0 0.0%	(ヨ) 3 9.1%	(ヨ) 6 3.0%			
タ) その他（具体的にご記入ください）	(タ) 8 6.7%	(タ) 4 8.3%	(タ) 1 3.0%	(タ) 13 6.5%			
<p>【問44】 外国子会社合算税制の抜本改革について</p> <p>日本では、BEPS最終報告書（行動3）に沿って、国際的な潮流を踏まえ、現行の外国子会社合算税制を「取引アプローチ」に見直すべきという意見がありますが、どのように考えますか。（複数回答可）</p>							
イ) 純粋な事業体アプローチに戻す。	(イ) 9 7.6%	(イ) 2 4.2%	(イ) 1 3.0%	(イ) 12 6.0%			
ロ) 現在の日本の制度は、BEPS検討の中でも、事業体アプローチと取引アプローチのハイブリッドと評価され、十分に機能していることから、大きく見直す必要はない。	(ロ) 40 33.6%	(ロ) 16 33.3%	(ロ) 11 33.3%	(ロ) 67 33.5%			

ハ) 純粋な取引アプローチに見直しする。	(ハ) 7 5.9%	(ハ) 2 4.2%	(ハ) 4 12.1%	(ハ) 13 6.5%
ニ) 現在の事業体アプローチを廃止し、超過利潤アプローチを導入する。	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 3 9.1%	(ニ) 3 1.5%
ホ) 見直しに当たっては、制度の複雑化を避けるとともに、日本の会社や日本の国際競争力が損なわれないようにする。	(ホ) 57 47.9%	(ホ) 28 58.3%	(ホ) 13 39.4%	(ホ) 98 49.0%
ヘ) わからない。	(ヘ) 21 17.6%	(ヘ) 5 10.4%	(ヘ) 4 12.1%	(ヘ) 30 15.0%
ト) その他（具体的にご記入ください）	(ト) 3 2.5%	(ト) 0 0.0%	(ト) 0 0.0%	(ト) 3 1.5%
【問45】 帰属主義に関する意見・要望				
国内法上、AOA（OECD承認アプローチ）に従った外国法人課税（帰属主義）と国外支店に係る外国税額控除制度の適用が始まりました。今後の申告手続きに関連して、意見や要望はありますか。（複数回答可）				
イ) 解釈通達、事務運営指針、Q&Aなど取り扱いの明確化が図られているが、不十分である。さらに取り扱いの明確化、簡素化を図ってほしい。	(イ) 39 32.8%	(イ) 15 31.3%	(イ) 17 51.5%	(イ) 71 35.5%
ロ) PEとの内部取引は独立企業原則が適用されるが、当該PEのリスク負担が少ない場合等には手続面での負担軽減措置を講じてほしい。	(ロ) 35 29.4%	(ロ) 16 33.3%	(ロ) 11 33.3%	(ロ) 62 31.0%
ハ) 管理費等の配賦計算について、具体的なケースに基づいたガイドライン、事例の公表を希望する。	(ハ) 42 35.3%	(ハ) 16 33.3%	(ハ) 13 39.4%	(ハ) 71 35.5%
ニ) 文書化義務について、内部取引における必要性に比較して、納税者に対する負担が過重なものとなっているので、簡素な措置が必要。	(ニ) 41 34.5%	(ニ) 19 39.6%	(ニ) 11 33.3%	(ニ) 71 35.5%
ホ) 国外事業所等帰属所得に係る所得についても、外国子会社配当益金不算入制度との平仄を合わせ、我が国で免税とする原則的取扱いを検討する。	(ホ) 10 8.4%	(ホ) 2 4.2%	(ホ) 5 15.2%	(ホ) 17 8.5%
ヘ) その他（要望があれば具体的にご記入下さい）	(ヘ) 6 5.0%	(ヘ) 2 4.2%	(ヘ) 1 3.0%	(ヘ) 9 4.5%
【問46】 BEPS				
BEPS最終報告書について、各国において、今後国内法の整備や租税条約の改正に反映されていくこととされています。我が国がこの成果を国内法又は租税条約に反映する際の基本的な姿勢はどうあるべきですか。（複数回答可）				
イ) 我が国が模範を示すべく率先して最終報告書の成果を反映する国内法令や租税条約の見直しを進めていく。	(イ) 3 2.5%	(イ) 2 4.2%	(イ) 6 18.2%	(イ) 11 5.5%
ロ) 国際課税については、不明確、不透明な分野が多いことから、日本企業が国際的な経済活動に活発に取り組めるように、予測可能で法的安定性のある制度にする。	(ロ) 62 52.1%	(ロ) 28 58.3%	(ロ) 19 57.6%	(ロ) 109 54.5%
ハ) 国際課税原則の新たな導入により、企業の自由で活発な国際間取引や投資交流に悪影響を及ぼすことのないように、関係各国の行政当局や民間部門の意見を十分に反映したものとする。	(ハ) 51 42.9%	(ハ) 22 45.8%	(ハ) 8 24.2%	(ハ) 81 40.5%
ニ) 各国の導入状況を踏まえ、BEPS最終報告書に沿って慎重に国内法の整備と租税条約の改正に取り組む。	(ニ) 40 33.6%	(ニ) 14 29.2%	(ニ) 11 33.3%	(ニ) 65 32.5%
ホ) 国際課税原則の新たな導入により、納税者	(ホ) 82 68.9%	(ホ) 37 77.1%	(ホ) 8 24.2%	(ホ) 127 63.5%

や行政当局に過度な事務負担や費用負担を負わせないように十分に配慮した制度とする。								
へ) 税制は、各国の主権の問題であり、他国はそれに介入すべきではない。租税競争を抑制するよりも、各国は歳出の削減と企業にとってより魅力的な国づくりに努める。	(へ) 5 4.2%	(へ) 2 4.2%	(へ) 1 3.0%	(へ) 8 4.0%				
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト) 5 4.2%	(ト) 3 6.3%	(ト) 0 0.0%	(ト) 8 4.0%				
【問47】 BEPS 関連して国内法制化が予想される項目への意見・要望								
BEPS 最終報告書を踏まえた今後の国内法や租税条約の見直しに対して、意見、要望はありますか。(複数回答可)								
イ) 事務負担軽減の見地から、納税者の負担をできるだけ軽減する措置	(イ) 88 73.9%	(イ) 39 81.3%	(イ) 20 60.6%	(イ) 147 73.5%				
ロ) 施行時期にあたっては、納税者が対処できるよう十分な準備期間の設定	(ロ) 76 63.9%	(ロ) 33 68.8%	(ロ) 11 33.3%	(ロ) 120 60.0%				
ハ) 納税者からの要望を可能な限り考慮するため法制化前にヒアリングをできるだけ多く設けること	(ハ) 25 21.0%	(ハ) 16 33.3%	(ハ) 6 18.2%	(ハ) 47 23.5%				
ニ) 各勧告へ我が国納税者の要望がさらに採用されるよう、納税者等が働きかけに努力するとともに、行政当局も OECD 等に積極的に働きかけること	(ニ) 23 19.3%	(ニ) 11 22.9%	(ニ) 7 21.2%	(ニ) 41 20.5%				
ホ) BEPS 最終報告書行動3 (外国子会社合算税制の強化) の今後の制度化に関する情報提供	(ホ) 30 25.2%	(ホ) 9 18.8%	(ホ) 9 27.3%	(ホ) 48 24.0%				
へ) BEPS 最終報告書行動8-10 (移転価格税制と価値創造の一致) の今後の制度化に関する情報提供	(へ) 24 20.2%	(へ) 7 14.6%	(へ) 8 24.2%	(へ) 39 19.5%				
ト) その他 (具体的にご記入下さい)	(ト) 5 4.2%	(ト) 2 4.2%	(ト) 1 3.0%	(ト) 8 4.0%				
【問48】 BEPS に対する意見他								
その他、BEPS についてのご意見がございましたら、ご記載ください。								
4. 個人所得税								
(1) 税収調達機能と所得再分配機能								
【問49】 個人所得税と税収調達機能								
累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われていました。所得税と税収調達についてどのようにお考えですか。								
イ) 勤労意欲等の促進による増収を実現するためにも、さらに減税を行なう。	(イ) 17 14.3%	(イ) 5 10.4%	(イ) 13 39.4%	(イ) 35 17.5%				
ロ) 低所得者については、さらなる減税が必要。	(ロ) 4 3.4%	(ロ) 1 2.1%	(ロ) 2 6.1%	(ロ) 7 3.5%				
ハ) 現状で妥当。	(ハ) 50 42.0%	(ハ) 17 35.4%	(ハ) 5 15.2%	(ハ) 72 36.0%				
ニ) 中間層を含む中高所得層については、増税が必要。	(ニ) 15 12.6%	(ニ) 11 22.9%	(ニ) 10 30.3%	(ニ) 36 18.0%				
ホ) 税収調達機能を回復するためにも、全所得階層にわたって増税を実施する。	(ホ) 12 10.1%	(ホ) 2 4.2%	(ホ) 2 6.1%	(ホ) 16 8.0%				
へ) その他 (具体的にご記入ください)	(へ) 9 7.6%	(へ) 6 12.5%	(へ) 1 3.0%	(へ) 16 8.0%				
【問50】 税率構造と適用ブラケット								
所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から45%の7段階に区分されています。所得税制における税率構造と適用ブラケットについてどのように考えますか。(複数回答可)								
イ) 納税者の約8割が税率10%以下のブラケットとなっているため、ここに属する納税者の割合を縮小する。	(イ) 41 34.5%	(イ) 21 43.8%	(イ) 16 48.5%	(イ) 78 39.0%				

ロ) 現行最高税率をさらに50%まで引き上げる。	(ロ) 26 21.8%	(ロ) 9 18.8%	(ロ) 6 18.2%	(ロ) 41 20.5%
ハ) ブラケットごとの税率の刻みを小さくする。	(ハ) 20 16.8%	(ハ) 7 14.6%	(ハ) 11 33.3%	(ハ) 38 19.0%
ニ) 現行の税率構造等を維持する。	(ニ) 28 23.5%	(ニ) 11 22.9%	(ニ) 3 9.1%	(ニ) 42 21.0%
ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(ホ) 2 1.7%	(ホ) 2 4.2%	(ホ) 2 6.1%	(ホ) 6 3.0%
(2) 所得控除, 税額控除等				
【問51】 給与所得控除の在り方				
<p>給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの性格を持つといわれています。給与所得控除のあり方についてどのように考えますか。(複数回答可)</p> <p>(注) 近年の税制改正では、格差是正、所得再分配機能の回復の観点から、過大となっている控除を適正化するため、次のような見直しをなされました。</p> <p>1 給与所得控除の上限設定 2 役員給与所得に係る給与所得控除の見直し 3 特定支出控除の見直し</p> <p>給与所得控除については、平成28年は年収1200万円を越えると230万円で、平成29年以後は年収1000万円を越えると220万円で固定とされました。</p>				
イ) 高額な収入となる役員給与については、金融資産等多額の資産を所有し一定額を超える場合には、他の所得との負担の調整上、給与所得控除は減少させる。	(イ) 20 16.8%	(イ) 6 12.5%	(イ) 15 45.5%	(イ) 41 20.5%
ロ) 日本の給与所得控除は、欧米諸国に比較して非常に大きな所得控除となっている制度であり、家族構成などの人的事情に応じた負担調整に段階を追って調整していく必要がある。	(ロ) 25 21.0%	(ロ) 8 16.7%	(ロ) 8 24.2%	(ロ) 41 20.5%
ハ) 実態に合わせた概算控除額を設定する。	(ハ) 28 23.5%	(ハ) 8 16.7%	(ハ) 10 30.3%	(ハ) 46 23.0%
ニ) 給与所得控除は、現行制度のままでよい。	(ニ) 34 28.6%	(ニ) 17 35.4%	(ニ) 7 21.2%	(ニ) 58 29.0%
ホ) 特定支出控除は不十分であり、使いやすくするために、特定支出の範囲をさらに拡大する。	(ホ) 19 16.0%	(ホ) 6 12.5%	(ホ) 8 24.2%	(ホ) 33 16.5%
ヘ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヘ) 3 2.5%	(ヘ) 2 4.2%	(ヘ) 1 3.0%	(ヘ) 6 3.0%
【問52】 控除の在り方				
<p>政府においては、夫婦共働き子育てをする世帯にとっても、(i) 働き方に中立的で、安心して子育てができ、(ii) 格差が固定せず、若者が意欲を持って働くことができ、持続的成長を担える、個人所得課税改革をすることとされています。所得控除をはじめとした各種の控除のあり方についてどのように考えますか。</p> <p>なお、配偶者控除のあり方については、問53でお聞きします。(複数回答可)</p>				
イ) 各種の所得控除は、個々人の人的事情を反映した課税上の手当てが行われたものであり、所得税の長所となっているので、現状のままでよい。	(イ) 24 20.2%	(イ) 8 16.7%	(イ) 7 21.2%	(イ) 39 19.5%
ロ) 子育て支援の観点からは、現行の扶養控除は、所得控除から税額控除(給付も含め)に改める。	(ロ) 34 28.6%	(ロ) 14 29.2%	(ロ) 12 36.4%	(ロ) 60 30.0%
ハ) 特定扶養控除、老人扶養控除等様々な割増、加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については、極力簡素化し、基本的には、家族に関する控除を基礎控除等に集約化する。	(ハ) 27 22.7%	(ハ) 10 20.8%	(ハ) 12 36.4%	(ハ) 49 24.5%
ニ) 所得控除を全般的に見直し、所得控除から	(ニ) 17 14.3%	(ニ) 10 20.8%	(ニ) 9 27.3%	(ニ) 36 18.0%

税額控除に改める。												
ホ) 低所得者対策として、諸外国でみられるゼロ税率や税額控除方式の導入を検討する。	(ホ)	8	6.7%	(ホ)	4	8.3%	(ホ)	6	18.2%	(ホ)	18	9.0%
ヘ) 所得の増加に応じて諸控除を通減又は消失させる所得控除方式の導入を検討する。	(ヘ)	11	9.2%	(ヘ)	3	6.3%	(ヘ)	2	6.1%	(ヘ)	16	8.0%
ト) その他(具体的にご記入ください)	(ト)	4	3.4%	(ト)	3	6.3%	(ト)	1	3.0%	(ト)	8	4.0%
【問53】 配偶者控除												
配偶者控除の在り方について、税制調査会で5つの改革案が提示されましたが、どの案が最も望ましいと考えますか。												
イ) 配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充(配偶者控除の全廃)	(イ)	18	15.1%	(イ)	5	10.4%	(イ)	8	24.2%	(イ)	31	15.5%
ロ) 配偶者控除の適用に所得制限を設けるとともに子育て支援を拡充	(ロ)	30	25.2%	(ロ)	9	18.8%	(ロ)	7	21.2%	(ロ)	46	23.0%
ハ) いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充(配偶者控除に代え、配偶者が使い残した基礎控除を納税者本人が使える仕組み)	(ハ)	10	8.4%	(ハ)	6	12.5%	(ハ)	2	6.1%	(ハ)	18	9.0%
ニ) いわゆる移転的基礎控除の導入・税額控除化と子育て支援の拡充(上記ハ)に加え、基礎控除を「所得控除」から「税額控除」に転換)	(ニ)	6	5.0%	(ニ)	4	8.3%	(ニ)	6	18.2%	(ニ)	16	8.0%
ホ) 「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充(配偶者控除に代え、配偶者の収入を問わず夫婦で一定額を控除)	(ホ)	26	21.8%	(ホ)	11	22.9%	(ホ)	6	18.2%	(ホ)	43	21.5%
ヘ) 現行の制度を維持	(ヘ)	13	10.9%	(ヘ)	3	6.3%	(ヘ)	4	12.1%	(ヘ)	20	10.0%
ト) その他(具体的にご記入ください)	(ト)	3	2.5%	(ト)	1	2.1%	(ト)	0	0.0%	(ト)	4	2.0%
【問54】 公的年金等控除												
超高齢社会にあって、年金生活者が急増しています。公的年金課税についてどう考えますか。(複数回答可)												
イ) 年金所得は雑所得に所得区分されるが、今後急増することから、年金所得の区分が明確になるよう、所得区分の見直しをする。	(イ)	27	22.7%	(イ)	10	20.8%	(イ)	14	42.4%	(イ)	51	25.5%
ロ) 年金課税については、掛け金時は非課税、運用時は非課税、給付時も実質非課税となっているが、給付時課税を徹底する。	(ロ)	7	5.9%	(ロ)	4	8.3%	(ロ)	4	12.1%	(ロ)	15	7.5%
ハ) 多額の資産を有する高齢者については、公的年金等控除の削減や上限を設ける。	(ハ)	73	61.3%	(ハ)	35	72.9%	(ハ)	16	48.5%	(ハ)	124	62.0%
ニ) 現行の制度を維持する。	(ニ)	12	10.1%	(ニ)	3	6.3%	(ニ)	4	12.1%	(ニ)	19	9.5%
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ)	3	2.5%	(ホ)	1	2.1%	(ホ)	2	6.1%	(ホ)	6	3.0%
(3) 年末調整												
【問55】 年末調整の在り方												
給与所得者の年末調整のあり方についてどのように考えますか。												
イ) 年末調整は廃止して、給与所得者が、自ら確定申告を行えるようにする。	(イ)	13	10.9%	(イ)	1	2.1%	(イ)	6	18.2%	(イ)	20	10.0%
ロ) 給与所得者については、年末調整と確定申告のいずれかを選択できるようにする。	(ロ)	28	23.5%	(ロ)	12	25.0%	(ロ)	11	33.3%	(ロ)	51	25.5%
ハ) 年末調整を含め現行制度は、維持する。	(ハ)	68	57.1%	(ハ)	31	64.6%	(ハ)	16	48.5%	(ハ)	115	57.5%
ニ) その他(具体的にご記入ください)	(ニ)	1	0.8%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	1	0.5%
(4) 金融所得課税の一元化												
【問56】 総合課税と金融所得課税の一元化												
金融所得に対する課税について、どのようにお												

考えですか。							
イ) 金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化は反対。	(イ) 16 13.4%	(イ) 7 14.6%	(イ) 8 24.2%	(イ) 31 15.5%			
ロ) 金融所得については、一元化を推進すべきであるが、一定割合の株式保有者や一定以上の株式取引者等の特定の富裕な所得者については総合課税を行う。	(ロ) 24 20.2%	(ロ) 6 12.5%	(ロ) 8 24.2%	(ロ) 38 19.0%			
ハ) 一定割合の株式保有者や一定以上の株式取引者等の特定の富裕な所得者については源泉分離税率の引き上げを行う。	(ハ) 14 11.8%	(ハ) 5 10.4%	(ハ) 2 6.1%	(ハ) 21 10.5%			
ニ) 現行の源泉分離税率20%を引き上げる。	(ニ) 1 0.8%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 3 9.1%	(ニ) 4 2.0%			
ホ) 資本の国際流動性を確保し、我が国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化を促進する。	(ホ) 39 32.8%	(ホ) 21 43.8%	(ホ) 10 30.3%	(ホ) 70 35.0%			
ヘ) 現行の制度を維持する。	(ヘ) 16 13.4%	(ヘ) 4 8.3%	(ヘ) 1 3.0%	(ヘ) 21 10.5%			
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト) 0 0.0%	(ト) 0 0.0%	(ト) 1 3.0%	(ト) 1 0.5%			
【問57】 NISA について							
NISA は、非課税限度額が年間120万円、最大600万円です。また、ジュニアNISA の非課税限度額は、20歳未満の若年層への投資額について年間80万円、最大400万円です。金融商品に関する非課税制度について、どのように考えますか。							
イ) 貯蓄から投資への考え方を一層拡大する観点から、制度 (金額上限) を拡大する必要がある。	(イ) 18 15.1%	(イ) 6 12.5%	(イ) 11 33.3%	(イ) 35 17.5%			
ロ) 経済成長に必要な資金を供給する必要性があることから、制度 (期間、金額上限とも) を拡大する必要がある。	(ロ) 26 21.8%	(ロ) 10 20.8%	(ロ) 5 15.2%	(ロ) 41 20.5%			
ハ) 資産所有者に有利な制度であり、所得格差を広げる制度と考えられる。	(ハ) 8 6.7%	(ハ) 2 4.2%	(ハ) 6 18.2%	(ハ) 16 8.0%			
ニ) 税収確保に反するので、反対であり、廃止する必要がある。	(ニ) 3 2.5%	(ニ) 1 2.1%	(ニ) 1 3.0%	(ニ) 5 2.5%			
ホ) 新制度が拡充、創設されてばかりであるので、現状とおりでよい。	(ホ) 52 43.7%	(ホ) 24 50.0%	(ホ) 10 30.3%	(ホ) 86 43.0%			
ヘ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヘ) 2 1.7%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 2 1.0%			
【問58】 株式配当及び株式譲渡益課税							
法人所得課税は、個人所得課税の前払いの性格を有することから、法人税率を引き下げ場合には、個人所得課税における株式配当や株式譲渡益課税について、その負担割合 (源泉所得税20%適用) を引き上げるべきとの意見がありますが、これについてどう考えますか。							
イ) 金融市場の活性化に悪影響を及ぼすことから、さらに金融商品に対する過大な税負担は、資金が海外流出するおそれがあるので反対。	(イ) 55 46.2%	(イ) 24 50.0%	(イ) 12 36.4%	(イ) 91 45.5%			
ロ) 大企業を中心とした法人は株主とは独立しており、法人税率引き下げと株式配当や株式譲渡損益とは関係がない。	(ロ) 41 34.5%	(ロ) 17 35.4%	(ロ) 12 36.4%	(ロ) 70 35.0%			
ハ) 法人税率の引き下げにより、内部留保が増加し、持株に含み益を持ち、また配当の増額にも結び付くことから、株式配当及び株式譲渡益課税を強化することについては、やむを得ない。	(ハ) 11 9.2%	(ハ) 1 2.1%	(ハ) 9 27.3%	(ハ) 21 10.5%			

ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(=) 1 0.8%	(=) 1 2.1%	(=) 0 0.0%	(=) 2 1.0%
(5) 富・所得の格差				
【問59】 富・所得の格差について				
日本における富・所得の格差は、社会保障制度や税制等の所得再分配効果があつて、大きく変化していないともいわれている。厚生労働省「所得再分配調査報告書」では、社会保障制度や税制等による所得再分配効果が大きく、所得再分配後の所得格差は、長期間にわたって縮小してきている。社会保障制度や税制等による所得再分配政策について、どのように考えますか。				
注) 厚生労働省「所得再分配調査報告書」等価再分配効果をジニ計数でみると、				
等価当初所得 等価再分配所得 再分配効果				
平成11年 0.4075 0.3326 18.4%				
平成14年 0.4194 0.3217 23.3				
平成17年 0.4354 0.3225 25.9				
平成20年 0.4539 0.3192 29.7				
平成23年 0.4703 0.3162 32.8				
内社会保障効果 内税制効果				
平成11年 15.3% 3.7%				
平成14年 19.9 4.3%				
平成17年 22.8 4.1%				
平成20年 26.2 4.7%				
平成23年 28.6 5.8%				
イ) 富・所得の格差は大きいことから、社会保障制度や税制等の再分配政策強化がよい。	(イ) 16 13.4%	(イ) 7 14.6%	(イ) 9 27.3%	(イ) 32 16.0%
ロ) 所得格差はあるものの、所得再分配政策によって再分配後の所得格差は長期間にわたって大きな変化はないことから、現状の所得再分配政策を継続することがよい。	(ロ) 58 48.7%	(ロ) 20 41.7%	(ロ) 8 24.2%	(ロ) 86 43.0%
ハ) 日本における富・所得の格差は、米国に比較して大きくなく、経済成長を高め、労働インセンティブを確保するためにも、ある程度の格差の拡大は許容される。	(ハ) 31 26.1%	(ハ) 14 29.2%	(ハ) 15 45.5%	(ハ) 60 30.0%
ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(=) 3 2.5%	(=) 1 2.1%	(=) 0 0.0%	(=) 4 2.0%
【問60】 税制による所得再分配効果				
税制による再分配効果は、近年の所得控除の改正等を反映して効果が大きくなっています (問59内税制効果参照)。所得再分配効果について、どのようにお考えですか。				
イ) 税制による所得再分配効果は、経済に対する歪みが少なく、垂直的公平の観点からも望ましい。	(イ) 25 21.0%	(イ) 11 22.9%	(イ) 12 36.4%	(イ) 48 24.0%
ロ) 近年の所得税制改正で、再分配効果が出ているので、現行制度を継続する。	(ロ) 51 42.9%	(ロ) 21 43.8%	(ロ) 7 21.2%	(ロ) 79 39.5%
ハ) 社会保障費の歳出面による所得再分配効果が大きいことから、所得税制による再分配効果を高める必要はない。	(ハ) 18 15.1%	(ハ) 6 12.5%	(ハ) 11 33.3%	(ハ) 35 17.5%
ニ) 労働へのインセンティブを高めるためには、税負担のフラット化を進め、所得の再分配効果を抑制する。	(=) 11 9.2%	(=) 3 6.3%	(=) 3 9.1%	(=) 17 8.5%
ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(ホ) 2 1.7%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 2 1.0%
5. 地方税				
(1) 地方税の在り方				
【問61】 地方税負担の在り方				

地方税の充実強化についてどのようにお考えですか。												
イ) 地方税の充実強化は税源移譲によって行う。	(イ)	63	52.9%	(イ)	28	58.3%	(イ)	18	54.5%	(イ)	109	54.5%
ロ) 地方税を増税する。	(ロ)	6	5.0%	(ロ)	4	8.3%	(ロ)	3	9.1%	(ロ)	13	6.5%
ハ) 地方税負担は増やすべきでなく、財政支出の削減で対応する。	(ハ)	39	32.8%	(ハ)	11	22.9%	(ハ)	11	33.3%	(ハ)	61	30.5%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	4	3.4%	(ニ)	2	4.2%	(ニ)	1	3.0%	(ニ)	7	3.5%
【問62】 地方税と国税（地方法人2税と地方消費税の税源交換）												
地方自治体の安定的な財源の確保と、地域間の財政力の格差を是正する方法として、地方法人2税を国税に移管し、その見返りとして、地方消費税の拡充を行うべきであるとの意見があります。これについてどのように考えますか。												
イ) 賛成である。	(イ)	40	33.6%	(イ)	22	45.8%	(イ)	9	27.3%	(イ)	71	35.5%
ロ) 反対である。	(ロ)	11	9.2%	(ロ)	3	6.3%	(ロ)	10	30.3%	(ロ)	24	12.0%
ハ) どちらともいえない。	(ハ)	60	50.4%	(ハ)	20	41.7%	(ハ)	14	42.4%	(ハ)	94	47.0%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	2	1.7%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	3	1.5%
【問63】 地方税のあり方												
上記【問61, 62】以外で地方税のあり方として賛成できるのはどれでしょうか。（複数回答可）												
イ) 地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底する。	(イ)	35	29.4%	(イ)	20	41.7%	(イ)	10	30.3%	(イ)	65	32.5%
ロ) 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は応益負担としては、高い水準にあるので見直しする。	(ロ)	36	30.3%	(ロ)	22	45.8%	(ロ)	6	18.2%	(ロ)	64	32.0%
ハ) 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行う。	(ハ)	81	68.1%	(ハ)	28	58.3%	(ハ)	19	57.6%	(ハ)	128	64.0%
ニ) 個人住民税をはじめとして個人課税のウエイトは低いので、見直す。	(ニ)	4	3.4%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	4	12.1%	(ニ)	9	4.5%
ホ) 超過課税及び法定外税は、その多くが法人負担に偏った税制となっており、見直す。	(ホ)	23	19.3%	(ホ)	9	18.8%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	32	16.0%
ヘ) 地方固有の税源である固定資産税と都市計画税は、防災対策など社会資本整備のためにも増税する余地がある。	(ヘ)	2	1.7%	(ヘ)	2	4.2%	(ヘ)	2	6.1%	(ヘ)	6	3.0%
ト) その他（具体的にご記入ください）	(ト)	2	1.7%	(ト)	0	0.0%	(ト)	2	6.1%	(ト)	4	2.0%
(2) 個人住民税												
【問64】 個人住民税												
個人住民税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）												
応益原則の強化から、均等割（市町村民税：年3千円、道府県民税：年1千円）については、引き上げる。	(イ)	27	22.7%	(イ)	15	31.3%	(イ)	17	51.5%	(イ)	59	29.5%
ロ) 所得割の課税最低限、均等割の非課税限度額の引き下げを行う。	(ロ)	19	16.0%	(ロ)	6	12.5%	(ロ)	7	21.2%	(ロ)	32	16.0%
ハ) 所得割の税率を引き上げる。	(ハ)	10	8.4%	(ハ)	1	2.1%	(ハ)	2	6.1%	(ハ)	13	6.5%
ニ) 現行制度を維持する。	(ニ)	32	26.9%	(ニ)	10	20.8%	(ニ)	4	12.1%	(ニ)	46	23.0%
ホ) 前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については、所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更する。	(ホ)	41	34.5%	(ホ)	18	37.5%	(ホ)	12	36.4%	(ホ)	71	35.5%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	1	0.8%	(ヘ)	1	2.1%	(ヘ)	3	9.1%	(ヘ)	5	2.5%
(3) 法人住民税・事業税等												
【問65】 法人住民税・事業税												

法人住民税、法人事業税のあり方についてどのように考えますか。(複数回答可)							
イ) 全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等、申告・納付の利便性を向上させる。	(イ) 86 72.3%	(イ) 30 62.5%	(イ) 19 57.6%	(イ) 135 67.5%			
ロ) 法人住民税均等割は、資本金等により算定され、資本金の小さい事業所より資本金の大きい小規模事業所の負担が大きくなっているため、事業所の規模に応じた応益的な仕組みに改める。	(ロ) 26 21.8%	(ロ) 16 33.3%	(ロ) 11 33.3%	(ロ) 53 26.5%			
ハ) 法人住民税にも、連結納税制度を導入する。	(ハ) 41 34.5%	(ハ) 20 41.7%	(ハ) 7 21.2%	(ハ) 68 34.0%			
ニ) 外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等、仕組みが複雑であるので、簡素化する。	(ニ) 74 62.2%	(ニ) 27 56.3%	(ニ) 16 48.5%	(ニ) 117 58.5%			
ホ) 法人課税のうち、法人住民税の法人税割や法人事業税(資本金1億円以下)の所得割は応益負担とは言えず見直す。	(ホ) 14 11.8%	(ホ) 11 22.9%	(ホ) 2 6.1%	(ホ) 27 13.5%			
ヘ) 法定外税、超過課税が法人に偏って課税されていることは、問題であり、見直す。	(ヘ) 16 13.4%	(ヘ) 11 22.9%	(ヘ) 2 6.1%	(ヘ) 29 14.5%			
ト) その他(具体的にご記入ください)	(ト) 2 1.7%	(ト) 2 4.2%	(ト) 3 9.1%	(ト) 7 3.5%			
【問66】 事業税における外形標準課税							
地方税における法人課税の見直しが法人税改革の重要な柱となっています。平成27年度税制改正で、地方法人課税における応益課税を強化し、企業の「稼ぐ力」を高めるインセンティブとなるように、大法人向けの法人事業税について、所得割を縮小するとともに外形標準課税が拡充されました。事業税の外形標準課税は、現在資本金1億円超の大企業が対象となっていますが、地方税の上記の応益課税の観点から、資本金1億円以下の企業を対象に広げるべきであるとの意見があります。このような意見について、どのように考えますか。							
イ) 応益課税の観点から、資本金1億円以下の企業にも外形標準課税を拡大する。	(イ) 43 36.1%	(イ) 20 41.7%	(イ) 8 24.2%	(イ) 71 35.5%			
ロ) 地方法人課税は法人に偏った負担となっているので、地方法人課税の抜本的な改革の中で行うべきであり、外形標準課税のみをその対象を拡大することには、慎重を要する。	(ロ) 55 46.2%	(ロ) 21 43.8%	(ロ) 14 42.4%	(ロ) 90 45.0%			
ハ) 中小企業に対する増税となることから反対。	(ハ) 9 7.6%	(ハ) 2 4.2%	(ハ) 10 30.3%	(ハ) 21 10.5%			
ニ) その他(具体的にご記入ください)	(ニ) 5 4.2%	(ニ) 3 6.3%	(ニ) 1 3.0%	(ニ) 9 4.5%			
(4) 固定資産税							
【問67】 固定資産税							
固定資産税のあり方についてどのように考えますか。(複数回答可)							
イ) 償却資産に対する固定資産税は、諸外国でも例外的であるため、廃止をする。	(イ) 78 65.5%	(イ) 36 75.0%	(イ) 18 54.5%	(イ) 132 66.0%			
ロ) 償却資産に対する固定資産税については、中小企業向けの軽減措置が設けられたが、恒久化措置として法人全般に適用を拡大する。	(ロ) 19 16.0%	(ロ) 7 14.6%	(ロ) 2 6.1%	(ロ) 28 14.0%			
ハ) 償却資産の減価償却は、法人税法と同一に完全償却まで認める。	(ハ) 52 43.7%	(ハ) 18 37.5%	(ハ) 11 33.3%	(ハ) 81 40.5%			
ニ) 商業地等の固定資産税については、負担水準の上限を60%に引下げる。	(ニ) 9 7.6%	(ニ) 7 14.6%	(ニ) 4 12.1%	(ニ) 20 10.0%			

ホ) 家屋の評価は、事務負担等の観点から、再建築価格基準によらず取得価格（減価償却）基準による。	(ホ)	16	13.4%	(ホ)	9	18.8%	(ホ)	6	18.2%	(ホ)	31	15.5%
へ) その他（具体的にご記入ください）	(へ)	5	4.2%	(へ)	3	6.3%	(へ)	1	3.0%	(へ)	9	4.5%
6. その他の税制等												
(1) 環境関連税制												
【問68】 地球温暖化対策のための税												
政府は、環境関連税制等のグリーン化は低炭素化の促進をはじめとする地球温暖化対策のための重要な政策であり、また、地球温暖化対策税を有効活用して、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策を実施していくこととされています。												
地球温暖化対策税制をどのように考えますか。												
イ) 日本では既に省エネ技術など世界最高水準を達成している一方、エネルギー政策の見直しにより、化石燃料の使用が増加せざるを得ない状況において、地球温暖化対策税は、日本の国際競争力低下、海外への生産シフトに伴う産業・雇用の空洞化を招くことから、見直しが必要。	(イ)	36	30.3%	(イ)	17	35.4%	(イ)	7	21.2%	(イ)	60	30.0%
ロ) 環境税や石油石炭税の増税などは、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから、その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要。	(ロ)	51	42.9%	(ロ)	22	45.8%	(ロ)	6	18.2%	(ロ)	79	39.5%
ハ) 地球温暖化防止は、全世界が取り組むべき課題であり、環境、省エネ技術を持つ日本はこのような税制のグリーン化を推進することにより持続可能な低炭素社会の実現を目指す。	(ハ)	21	17.6%	(ハ)	5	10.4%	(ハ)	14	42.4%	(ハ)	40	20.0%
ニ) 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は地球規模の課題であり、CO2排出抑制を図るため、CO2排出量に応じた税率を上乗せした地球温暖化対策税が必要。	(ニ)	2	1.7%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	5	15.2%	(ニ)	7	3.5%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	1	3.0%	(ホ)	1	0.5%
【問69】 車体課税												
車体課税については、平成28年度税制改正大綱において、次の方向で抜本的改革を行い、平成29年度以降の税制改正において具体的な結論を得ることとされています。												
(1) 自動車取得税は、消費税率10%への引き上げ時である平成29年4月に廃止し、自動車取得税及び軽自動車税において、環境性能割を平成29年4月から導入することとされています。(2) 自動車重量税は、エコカー減税制度の基本構造を恒久化するとともに、道路等の維持管理、更新や防災、減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえ、見直すこととされています。												
しかし、消費税率の引き上げが2年半延期されたことから、この税制改正の取扱いが明確になっていません。このような中、自動車重量税のあり方をどのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 自動車重量税は道路整備の課税根拠がなくなっているので、廃止をする。	(イ)	25	21.0%	(イ)	8	16.7%	(イ)	17	51.5%	(イ)	50	25.0%
ロ) 自動車重量税は保有課税として自動車税と重複しており、過大な負担を負っているため、国際的な負担水準に合わせ軽減。	(ロ)	47	39.5%	(ロ)	18	37.5%	(ロ)	10	30.3%	(ロ)	75	37.5%

ハ) 自動車重量税を道路の維持管理・更新等のための財源として原因者負担、受益者負担を明確化し、目的税化する。	(ハ)	29	24.4%	(ハ)	12	25.0%	(ハ)	7	21.2%	(ハ)	48	24.0%
ニ) グリーン化機能の維持・強化を図る。	(ニ)	17	14.3%	(ニ)	5	10.4%	(ニ)	6	18.2%	(ニ)	28	14.0%
ホ) 道路整備の財源として自動車重量税を維持する。	(ホ)	8	6.7%	(ホ)	3	6.3%	(ホ)	4	12.1%	(ホ)	15	7.5%
ヘ) その他(具体的にご記入ください)	(ヘ)	1	0.8%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	1	0.5%
【問70】 印紙税の是非												
印紙税についてどのように考えますか。												
イ) 同じ内容の取引であっても紙の書類は課税の対象とされるのに対し、電子書類は対象とされない不公平があるので、印紙税の課税対象の見直しを行う。	(イ)	24	20.2%	(イ)	6	12.5%	(イ)	7	21.2%	(イ)	37	18.5%
ロ) 印紙税については、さらに進んで廃止を検討する。	(ロ)	86	72.3%	(ロ)	40	83.3%	(ロ)	22	66.7%	(ロ)	148	74.0%
ハ) 印紙税は、基本的に現状を維持する。	(ハ)	3	2.5%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	4	12.1%	(ハ)	7	3.5%
ニ) その他(具体的にご記入ください)	(ニ)	2	1.7%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	2	1.0%
Ⅲ. 税に関する意識及び納税環境の整備												
【問71】 税務に関するコーポレートガバナンス												
コーポレートガバナンスの強化は、日本再興戦略の重要な政策として取り上げられています。また、これまで会社法や金融商品取引法に基づく内部統制を整備するなどコーポレートガバナンスの強化が図られてきましたが、国際課税原則の見直しなどを踏まえつつ、税務コーポレートガバナンス(以下:税務CG)が重要な項目となっています。行政当局においては、税務CGの状況が良好と認められる大法人については、税務リスクの高い取引の自主開示を受けその適正処理を確認するという事前の信頼関係を構築した上で、調査の間隔を延長するなど税務CGの維持・向上策に取り組んでいます。このような状況において、これからの税務CGについてどのように考えますか。(複数回答可)												
イ) 税務CGの向上は、企業として遵守すべき事項であり、企業理念や行動規範等として組み入れられているが、具体的な実施規定において規定することが望ましい。	(イ)	17	14.3%	(イ)	7	14.6%	(イ)	10	30.3%	(イ)	34	17.0%
ロ) 税務CG体制の維持・向上に向けた取組み(指揮・監督等)に対するトップマネジメントの適切な関与は、その効果が大きく重要。	(ロ)	57	47.9%	(ロ)	25	52.1%	(ロ)	15	45.5%	(ロ)	97	48.5%
ハ) 税務CG体制の向上は重要であり、そのためには経理・税務・監査部門の体制・機能の整備・強化が必要。	(ハ)	54	45.4%	(ハ)	19	39.6%	(ハ)	16	48.5%	(ハ)	89	44.5%
ニ) 内部統制は、組織・運営の信頼性・健全性を確保するものであって、税務CG体制の確保とは関係がないため、内部統制の状況と税務CGには相関関係はない。	(ニ)	5	4.2%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	3	9.1%	(ニ)	9	4.5%
ホ) 行政当局が法人の税務CGへの取組みを尊重して、それに基づいて調査の必要度を決定すべきである。	(ホ)	36	30.3%	(ホ)	22	45.8%	(ホ)	4	12.1%	(ホ)	62	31.0%
ヘ) 税務CGの取組みは、行政当局がより調査必要度の高い法人へ行政庁の人員と時間を集中させることが可能となり、税務行政の効率化を進めることができるため、望ましい方針と考えられる。	(ヘ)	33	27.7%	(ヘ)	15	31.3%	(ヘ)	9	27.3%	(ヘ)	57	28.5%

ト) 行政当局は、税務CGの向上に向けて、法人に過度な負担とならないように配慮する。	(ト) 55 46.2%	(ト) 26 54.2%	(ト) 12 36.4%	(ト) 93 46.5%
チ) 行政当局は、法人の税務CG向上に向けて、有益な具体的取り組み事例等の情報を公表する。	(チ) 26 21.8%	(チ) 16 33.3%	(チ) 7 21.2%	(チ) 49 24.5%
リ) 税務当局は、税務CGの取扱いに関する事務運営指針等を公開する。	(リ) 19 16.0%	(リ) 12 25.0%	(リ) 9 27.3%	(リ) 40 20.0%
ス) コーポレートガバナンスは、会社法や金融商品取引法に基づき制度が整備されてきたことから、主として大企業を中心とした課題であるため、税務CGは中小法人の課題ではない。	(ス) 2 1.7%	(ス) 1 2.1%	(ス) 1 3.0%	(ス) 4 2.0%
ル) コーポレートガバナンス及び税務CGは、大企業ばかりでなく、中小法人にも広く普及・拡大させることが望ましい。	(ル) 23 19.3%	(ル) 8 16.7%	(ル) 6 18.2%	(ル) 37 18.5%
ヲ) その他（具体的にご記入ください）				
【問72】 移転価格税制と税務コンプライアンス 移転価格税制は、紛争が発生した場合には規模が大きく、かつ解決するまでに2年以上の長期間を要する事例が多いため、企業の負担が大きく、事業の円滑な発展に支障をきたす可能性があります。このため、これら税務リスクを軽減するとともに、調査等への負担軽減等を図るため、紛争が発生しないように企業による自主的・予防的な対応が重要となります。行政当局においても、その事務負担は大きいことから、紛争解決型から予防的対応に力を入れています。移転価格税制における、税務コンプライアンスについてどのように考えますか。（複数回答可）				
イ) 法人において、税務リスクを軽減するため、移転価格税制に関する認識、取組、根拠となる疎明資料の作成等を全社的に整合性のあるものとするのが重要。	(イ) 59 49.6%	(イ) 25 52.1%	(イ) 18 54.5%	(イ) 102 51.0%
ロ) 海外の子会社を含め、関係会社全体が移転価格税制への統一的な対応をとることが重要。	(ロ) 50 42.0%	(ロ) 21 43.8%	(ロ) 12 36.4%	(ロ) 83 41.5%
ハ) 移転価格に関する問題（取引価格の設定や独立企業間価格の設定等）に対するトップマネジメントの適切な関与は、社内組織体制として必要。	(ハ) 42 35.3%	(ハ) 16 33.3%	(ハ) 5 15.2%	(ハ) 63 31.5%
ニ) 行政当局の、移転価格税制に関する企業のコンプライアンス向上に資する指針等の提供を期待。	(ニ) 38 31.9%	(ニ) 15 31.3%	(ニ) 12 36.4%	(ニ) 65 32.5%
ホ) 法人は、行政当局と移転価格税制に関して積極的にコミュニケーションをとる。	(ホ) 17 14.3%	(ホ) 16 33.3%	(ホ) 10 30.3%	(ホ) 43 21.5%
ヘ) 行政当局は、企業からの相談に対応した体制を整備する。	(ヘ) 47 39.5%	(ヘ) 23 47.9%	(ヘ) 14 42.4%	(ヘ) 84 42.0%
ト) 法人は、外国の行政当局とのコミュニケーションに対し積極的に取り組む必要がある。	(ト) 9 7.6%	(ト) 5 10.4%	(ト) 4 12.1%	(ト) 18 9.0%
チ) その他（具体的にご記入ください）	(チ) 3 2.5%	(チ) 0 0.0%	(チ) 1 3.0%	(チ) 4 2.0%
【問73】 マイナンバー制度について マイナンバー法が平成27年10月5日施行になり、国民全員と法人に番号が通知され、平成28年1月からは行政機関や地方公共団体において、税、社会保障、災害対策の3分野で利用が始まりました。所得税申告書や申請書届出書、法定調書は平成28年1月1日以降の提出から、法人税は平成28年1月1				

日以降開始する事業年度の申告書から番号の記載が義務付けられています。このマイナンバー制度についてどのように考えられますか。(複数回答可)							
イ) 年金情報が漏えい等のセキュリティに不安があり、セキュリティの徹底した管理や国民が安心できるようなセキュリティの安全管理体制の公表が必要。	(イ) 46 38.7%	(イ) 23 47.9%	(イ) 18 54.5%	(イ) 87 43.5%			
ロ) マイナンバー制度は、行政機関、利用者双方の効率化とコスト削減につながることから、積極的に活用することが望ましい。	(ロ) 45 37.8%	(ロ) 15 31.3%	(ロ) 12 36.4%	(ロ) 72 36.0%			
ハ) マイナンバー制度の仕組みや手続きが広範囲に及び煩雑であるので、情報提供と相談体制を充実する必要がある。	(ハ) 37 31.1%	(ハ) 19 39.6%	(ハ) 12 36.4%	(ハ) 68 34.0%			
ニ) マイナンバー制度を企業内に整備するための準備とシステム開発等に時間とコストがかかる。	(ニ) 46 38.7%	(ニ) 25 52.1%	(ニ) 8 24.2%	(ニ) 79 39.5%			
ホ) マイナンバー制度を理解していないので、何をすべきか不明である。	(ホ) 2 1.7%	(ホ) 1 2.1%	(ホ) 2 6.1%	(ホ) 5 2.5%			
ヘ) その他(具体的にご記入ください)	(ヘ) 4 3.4%	(ヘ) 1 2.1%	(ヘ) 1 3.0%	(ヘ) 6 3.0%			
【問74】 納税者の知見・意識の向上							
国民が自らの責任と判断の下に、財政や社会保障の在り方を決めることは健全な民主主義実現の第一歩です。国民1人ひとりの知見や意識を高めるために、どのような施策が有効であると考えますか。(複数回答可)							
イ) 納税者意識が高まるように、広報活動を継続的、かつ、幅広く実施する。	(イ) 50 42.0%	(イ) 24 50.0%	(イ) 16 48.5%	(イ) 90 45.0%			
ロ) 学校教育の場において、早い段階から財政・租税教育を取り入れていく。	(ロ) 62 52.1%	(ロ) 22 45.8%	(ロ) 23 69.7%	(ロ) 107 53.5%			
ハ) 社会保障の大きな割合を占める、高齢者等社会人に対して広報活動を重点的に行う。	(ハ) 11 9.2%	(ハ) 6 12.5%	(ハ) 4 12.1%	(ハ) 21 10.5%			
ニ) 国民の納税意識を高めるためには、納税者にとってメリットのある仕組みを工夫する必要がある。	(ニ) 51 42.9%	(ニ) 19 39.6%	(ニ) 9 27.3%	(ニ) 79 39.5%			
ホ) 国民が税に対して関心を高めるため、確定申告の時期などに広報活動を集中的に実施する。	(ホ) 1 0.8%	(ホ) 1 2.1%	(ホ) 5 15.2%	(ホ) 7 3.5%			
ヘ) 国民が税に対して関心を高めるため、罰則をきつくする。	(ヘ) 7 5.9%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 3 9.1%	(ヘ) 10 5.0%			
ト) その他(具体的にご記入ください)	(ト) 1 0.8%	(ト) 1 2.1%	(ト) 1 3.0%	(ト) 3 1.5%			
【問75】 税制上の一般的な問題認識							
税金一般に関する問題点について、該当するものをお答え下さい。(複数回答可)							
イ) 国民に税金(含む社会保障負担)、歳出に関する知識、情報が正確に伝わっていない。	(イ) 46 38.7%	(イ) 15 31.3%	(イ) 17 51.5%	(イ) 78 39.0%			
ロ) クロヨンが存在し、サラリーマン世帯の不公平感につながっている。	(ロ) 41 34.5%	(ロ) 18 37.5%	(ロ) 9 27.3%	(ロ) 68 34.0%			
ハ) 国及び地方ともに徴収率が低く、財源確保、公平性の両面から問題である。	(ハ) 17 14.3%	(ハ) 8 16.7%	(ハ) 5 15.2%	(ハ) 30 15.0%			
ニ) 加算税や刑事罰等は租税負担の公平の確保につながるため、罰則を強化する。	(ニ) 7 5.9%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 5 15.2%	(ニ) 12 6.0%			
ホ) グローバル化が進展する中で、移転価格課税での更正や事前協議が増加する等、予見可能性が不十分であり、時代の変化に税制等の整備が遅れている。	(ホ) 45 37.8%	(ホ) 21 43.8%	(ホ) 15 45.5%	(ホ) 81 40.5%			

へ) 制度が複雑化し、事務負荷、費用の増大等となっている。	(へ) 89	74.8%	(へ) 39	81.3%	(へ) 19	57.6%	(へ) 147	73.5%
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト) 0	0.0%	(ト) 0	0.0%	(ト) 1	3.0%	(ト) 1	0.5%
【問76】 納税環境の整備								
納税環境の整備についてどのように考えますか。該当するものをお答え下さい。(複数回答可)								
イ) 財源確保と公平性の担保が重要であり、安価で厳正な徴収事務の遂行のため、徴税組織の拡充が必要。	(イ) 14	11.8%	(イ) 3	6.3%	(イ) 9	27.3%	(イ) 26	13.0%
ロ) 徴税効率を上げるため、地方公共団体間での共同化、国税庁と地方の連携が必要。	(ロ) 53	44.5%	(ロ) 24	50.0%	(ロ) 13	39.4%	(ロ) 90	45.0%
ハ) 電子申告、電子納税等の利用促進・改善など納税者の利便性向上への取組みを一層推進する。	(ハ) 46	38.7%	(ハ) 24	50.0%	(ハ) 14	42.4%	(ハ) 84	42.0%
ニ) 納税者の利便性の向上、予測可能性や経済取引の安全性の確保を高めることになるので、事前照会制度や相談体制の充実を図る。	(ニ) 38	31.9%	(ニ) 20	41.7%	(ニ) 16	48.5%	(ニ) 74	37.0%
ホ) 地方税申告・納付の簡素化	(ホ) 62	52.1%	(ホ) 24	50.0%	(ホ) 10	30.3%	(ホ) 96	48.0%
へ) その他 (具体的にご記入ください)	(へ) 2	1.7%	(へ) 1	2.1%	(へ) 0	0.0%	(へ) 3	1.5%
IV. 当協会へのご要望等								
【問77】								
今後、当協会の運営において充実を望むものを選んでください。(複数回答可)								
イ) 税制改正要望 (税制改正に関する租研意見を含む)	(イ) 52	43.7%	(イ) 20	41.7%	(イ) 18	54.5%	(イ) 90	45.0%
ロ) 税務行政への要望 (通達化、法令等の取り扱いの明確化など)	(ロ) 60	50.4%	(ロ) 22	45.8%	(ロ) 18	54.5%	(ロ) 100	50.0%
ハ) 外国税務当局との交流促進 (外国税務当局の講演、意見交換など)	(ハ) 15	12.6%	(ハ) 9	18.8%	(ハ) 6	18.2%	(ハ) 30	15.0%
ニ) 行政当局との意見交換	(ニ) 31	26.1%	(ニ) 15	31.3%	(ニ) 10	30.3%	(ニ) 56	28.0%
ホ) 研究会活動	(ホ) 9	7.6%	(ホ) 7	14.6%	(ホ) 8	24.2%	(ホ) 24	12.0%
へ) 会員懇談会	(へ) 35	29.4%	(へ) 13	27.1%	(へ) 7	21.2%	(へ) 55	27.5%
ト) 租税研究大会	(ト) 4	3.4%	(ト) 3	6.3%	(ト) 5	15.2%	(ト) 12	6.0%
チ) 基礎講座	(チ) 23	19.3%	(チ) 6	12.5%	(チ) 4	12.1%	(チ) 33	16.5%
リ) 出版 (租税研究、租研大会記録、OECDモデル租税条約等)	(リ) 9	7.6%	(リ) 3	6.3%	(リ) 14	42.4%	(リ) 26	13.0%
ヌ) 現状を継続	(ヌ) 19	16.0%	(ヌ) 11	22.9%	(ヌ) 4	12.1%	(ヌ) 34	17.0%
ル) 特にない	(ル) 6	5.0%	(ル) 1	2.1%	(ル) 0	0.0%	(ル) 7	3.5%
ヲ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヲ) 2	1.7%	(ヲ) 1	2.1%	(ヲ) 1	3.0%	(ヲ) 4	2.0%
【問78】								
会員懇談会のテーマについては、租研の事業目的や会員のニーズに相応しいものを取り上げるように努めています。次のようなテーマについて、望ましいと思われるものを選んでください。(複数回答可)								
イ) 財政問題	(イ) 3	2.5%	(イ) 5	10.4%	(イ) 4	12.1%	(イ) 12	6.0%
ロ) 外国の税制、税務執行	(ロ) 43	36.1%	(ロ) 20	41.7%	(ロ) 13	39.4%	(ロ) 76	38.0%
ハ) 今後の税制改革	(ハ) 50	42.0%	(ハ) 25	52.1%	(ハ) 11	33.3%	(ハ) 86	43.0%
ニ) 本年度の税制改正	(ニ) 57	47.9%	(ニ) 23	47.9%	(ニ) 14	42.4%	(ニ) 94	47.0%
ホ) 税制の解釈、適用	(ホ) 60	50.4%	(ホ) 25	52.1%	(ホ) 18	54.5%	(ホ) 103	51.5%
へ) 税制の実務的な取扱い	(へ) 61	51.3%	(へ) 24	50.0%	(へ) 19	57.6%	(へ) 104	52.0%
ト) 税制に関する紛争、訴訟、判例	(ト) 31	26.1%	(ト) 13	27.1%	(ト) 22	66.7%	(ト) 66	33.0%
チ) 所得税制・資産税制	(チ) 9	7.6%	(チ) 6	12.5%	(チ) 7	21.2%	(チ) 22	11.0%
リ) 法人税制	(リ) 34	28.6%	(リ) 13	27.1%	(リ) 10	30.3%	(リ) 57	28.5%

ヌ) 消費税制	(ヌ) 15	12.6%	(ヌ) 5	10.4%	(ヌ) 5	15.2%	(ヌ) 25	12.5%
ル) 国際課税 (除くタックスヘイブン税制, 移転価格税制)	(ル) 44	37.0%	(ル) 18	37.5%	(ル) 15	45.5%	(ル) 77	38.5%
ヲ) タックスヘイブン税制	(ヲ) 42	35.3%	(ヲ) 16	33.3%	(ヲ) 12	36.4%	(ヲ) 70	35.0%
ワ) 移転価格税制	(ワ) 55	46.2%	(ワ) 29	60.4%	(ワ) 13	39.4%	(ワ) 97	48.5%
カ) 経済問題	(カ) 2	1.7%	(カ) 1	2.1%	(カ) 2	6.1%	(カ) 5	2.5%
ヨ) 会社法関係	(ヨ) 4	3.4%	(ヨ) 0	0.0%	(ヨ) 9	27.3%	(ヨ) 13	6.5%
タ) 企業会計関係	(タ) 9	7.6%	(タ) 2	4.2%	(タ) 6	18.2%	(タ) 17	8.5%
レ) その他 (具体的にご記入ください)	(レ) 0	0.0%	(レ) 0	0.0%	(レ) 2	6.1%	(レ) 2	1.0%
【問79】 今後、当協会の月刊誌「租税研究」への掲載、 会員懇談会等での講演実施を望む内容をご記入く ださい。								
【問80】 その他、当協会へのご要望、または改善すべき 課題をご記入ください。								
V. 回答者の業種・職業								
【問81】 ご回答された方は次のどれに該当しますか。 <法人会員の方、租研役員の方>								
イ) メーカー関連	(イ) 48	40.3%	(イ) 21	43.8%	(イ) 0	0.0%	(イ) 69	34.5%
ロ) 金融関連	(ロ) 13	10.9%	(ロ) 7	14.6%	(ロ) 0	0.0%	(ロ) 20	10.0%
ハ) 流通関連	(ハ) 2	1.7%	(ハ) 1	2.1%	(ハ) 0	0.0%	(ハ) 3	1.5%
ニ) IT・情報通信関連	(ニ) 4	3.4%	(ニ) 0	0.0%	(ニ) 0	0.0%	(ニ) 4	2.0%
ホ) 運輸関連	(ホ) 9	7.6%	(ホ) 1	2.1%	(ホ) 0	0.0%	(ホ) 10	5.0%
ヘ) 建設・不動産・エネルギー関連	(ヘ) 18	15.1%	(ヘ) 9	18.8%	(ヘ) 0	0.0%	(ヘ) 27	13.5%
ト) マスコミ・教育関連	(ト) 3	2.5%	(ト) 0	0.0%	(ト) 0	0.0%	(ト) 3	1.5%
チ) レジャー関連	(チ) 1	0.8%	(チ) 0	0.0%	(チ) 0	0.0%	(チ) 1	0.5%
リ) 公共団体、公益法人等	(リ) 6	5.0%	(リ) 4	8.3%	(リ) 0	0.0%	(リ) 10	5.0%
ヌ) その他	(ヌ) 12	10.1%	(ヌ) 5	10.4%	(ヌ) 1	3.0%	(ヌ) 18	9.0%
<個人会員の方>								
ル) 税理士・公認会計士	(ル) 1	0.8%	(ル) 0	0.0%	(ル) 25	75.8%	(ル) 26	13.0%
ヲ) 教員	(ヲ) 0	0.0%	(ヲ) 0	0.0%	(ヲ) 1	3.0%	(ヲ) 1	0.5%
ワ) 公務員	(ワ) 0	0.0%						
カ) その他	(カ) 0	0.0%	(カ) 0	0.0%	(カ) 5	15.2%	(カ) 5	2.5%